平成17年第7回野洲市議会定例会会議録

招集年月日 平成17年12月14日

招集 場所 野洲市役所議場

応招 議員 1番 西本 俊吉 2番 矢野 隆行

3番 梶山 幾世 4番 内田 聡史

5番 奥村 治男 6番 藤村 洋二

7番 本田 章紘 8番 三和 郁子

9番 鈴木 市朗 10番 田中 良隆

11番 藤下 茂昭 12番 中島 一雄

13番 田中 孝嗣 14番 中田 幸子

15番 小島 進 16番 川口 東洋

17番 野並 享子 18番 小菅 六雄

19番 原田 薫 20番 田中榮太郎

2 1 番 林 克 2 2 番 荒川 泰宏

23番 河野 司 24番 秦 眞治

不応招議員 なし

出席 議員 応招議員に同じ

欠席 議員 不応招議員に同じ

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市 長	山﨑甚右	高制	助	役	川尻	良治
収 入 役	阪口	和夫	教 育	長	大堀	義治
政策推進部長	山中	重樹	総 務 部	長	山中	清嗣
市民健康福祉部長	竹澤	良子	都市建設部	祁長	北口	守
環境経済部長	米澤	博	教 育 部	長	島村	平治
監査委員事務局長	坂口	哲哉	政 策 推 進 次	部 長	東郷	達雄
総務部次長	前田	健司	総務部次	、長	田中	正二
市民健康福祉部 次 長	高田	一巳	教育部次	、長	高田	利江子
都 市 建 設 部 総括マネージャー	堤	文男	環 境 経 済 総括マネージ		佐橋	市衞
広報秘書課長	冨田	久和	総務課	長	竹内	睦夫

企画財政課長 中島 宗七

出席した事務局職員の氏名

事務局長 内堀 悟 事務局次長 井狩 重則

書 記 川﨑 和美 書 記 赤坂 悦男

議事日程

第1 会議録署名議員の指名について

第2 一般質問

開議 午前 8 時 5 9 分

議事の経過

(再開)

議長(荒川泰宏君) (午前8時59分) 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は24名であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を 開きます。

日程に先立ち、諸般の報告をいたします。

出席議員24名であります。全員であります。

次に、本日の議事日程はお手元に配付いたしました議事日程のとおりであります。

次に、本日、説明員として出席通知のあった者の職、氏名は、昨日と同様でありますので、省略いたします。ご了承願います。

これより日程に入ります。

(日程第1)

議長(荒川泰宏君) 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第120条の規定により、第9番 鈴木市朗君、第10番 田中良隆君を指名いたします。

(日程第2)

議長(荒川泰宏君) 日程第2、一般質問。昨日に引き続き一般質問を行います。

質問にあたっては簡単明瞭にされるよう希望します。

それでは、通告第10号、第4番 内田聡史君。

4番(内田聡史君) おはようございます。4番、内田聡史でございます。初質問ということで、また、今日のトップバッターということで大変緊張しておりますので、お聞き

苦しいところがあると思いますが、よろしくお願いいたします。

私は、さまざまな教育の中で不登校児童の支援について質問させていただきます。

学校を中心とする子どもたちの世界では、いじめによる不登校、学級崩壊、青少年の問題行動の複雑化、凶悪犯罪の低年齢化など、これまでには考えられなかったような深刻な事態が次々に発生しています。未来を担う子どもたちを愛情豊かで人間性にあふれた青少年に育てることが今の社会の大きな課題だと考えます。

昨年度、全国での不登校児童・生徒の数は12万3,000名と言われ、県内においても1,817名もの児童・生徒たちが不登校になっております。野洲市においても、これは旧野洲郡の数でございますが、平成14年は65名、小学生18名、中学生47名、15年には54名、小学生17名、中学生37名、そして、昨年度は62名、小学生18名、中学生44名と、少子化が進んでいるのにかかわらず大きく減少しておりません。言いかえれば、不登校児童の数は全体的な割合から見れば増加しており、抜本的な解決策もないまま、現在に至っているのが現状です。

以前はいじめによる不登校がほとんどでしたが、最近ではその原因が複雑化し、子ども自身にも親御さん自身にも不登校の理由がわからないというケースがふえています。例えば友達関係や大人数の中でどう話していいのかわからなくなり、学校へ行きたくても行けなくなり、その結果、基礎学力が低下し、授業についていけなくなり、不登校が続いてしまうケースなどもあります。また、別のケースでは、親子間の密着度が高い場合などは親に対する依頼心が高く、子どもが親以外の先生や友達に信頼が寄せられずに親離れできないケースもあります。全般的に見れば、少子化、核家族化、共稼ぎ世帯や母子・父子家庭がふえたこと、テレビゲームなどで一人遊びをすることにより、友達と外で元気に遊ぶことも減り、地域社会の中で他人とのかかわり方を学ぶ機会が少なく、友達と関わるのも上手でない子どもたちがふえているのです。

野洲市においても、カウンセラーによる面接や電話による相談、適応指導教室などを行っておりますが、まだまだ不十分であるというのが、その数が大きく減少しないところから、その感は否めません。

現在は、不登校児童の学校復帰や社会適応を支援するために面接によるカウンセリングと電話相談が一般的にとられていますが、実際には他人との対面や会話を拒む児童・生徒も数多く存在し、適応指導教室に行くことや電話相談に抵抗を持っています。近年では、新たな会話の1つとしてネットワーク通信が対面方法と異なったコミュニケーション方法

として取り入れられてきています。電子メールを利用し、カウンセラーやメンタルフレンドとの相談システムを確立し、パソコンによるインターネット配信の学習教材を利用することにより、学習の遅れに対する不安を取り除き、学習への興味やきっかけをつくり、徐々に学校や社会への復帰を促すのが有効であるという研究結果が出ております。本市におきましても、従来の方法に加え、電子カウンセリング方式を併用することでより効果が期待できるのではないでしょうか。

また、関係機関や学校の先生方には不登校者対応養成研修を受けていただき、この問題に正面から取り組んでもらい、休みがちな子どもに対してより早期に適切な関わり合いを持ち、本人、家族、カウンセラーや関係機関と共に最善の方法を模索していくことを望みます。本市におきまして、このような社会状況と現状を踏まえ、今後、どのような考え方で不登校児童生徒支援を進めていかれるのかをお聞かせ下さい。

議長(荒川泰宏君) 教育次長。

教育部次長(高田利江子君) おはようございます。内田議員の初質問にお答えさせていただきます。

内田議員ご指摘のとおり、不登校問題は、全国的、全県的な課題でございまして、本市におきましても大きな教育課題であるととらえております。このような現状を真摯に受けとめる中で、解決に向けまして、本年度より市内小中学校生徒指導等の担当教員を中心とした連絡協議会を開催いたしまして、各校における不登校児童・生徒の状況及び関わりについて共通理解を深めると共に、小中学校のきめ細かな連携により中学校へ進学後も効果的な対応ができるように努めております。

さらに、市内全中学校に、不登校生徒や不登校傾向の生徒及びその保護者の相談役としてオアシス相談員を配置しております。また、県教育委員会の助成のもと、小学校心のオアシス相談員、スクーリング・ケア・サポーターを学校の実態に即して継続配置すると共に、スクールカウンセラーを全中学校に配置しております。

さらに、生きる力をはぐくむモデル校推進事業を実施しておりまして、学校復帰、教室 復帰に向けた取り組みの充実を図っております。また、近隣市とも連携し、湖南地域スク ーリングサポートネットワーク推進協議会により、適応指導教室の機能充実を図っている ところでございます。

次に、議員のご指摘にありますネットワーク通信を利用した相談システムでございますが、現在のところ実施する計画はしておりません。

また、不登校児童・生徒への対応に係る教職員研修の受講につきましては、昨年度に引き続き、今年度も学校内外のネットワークづくりの役割と任務を学ぶため、野洲市からも不登校対応コーディネーター養成研修に受講者を派遣しております。

以上のような取り組みによりまして、現時点における不登校児童・生徒率は、昨年度末から比べますと、小学校で0.36%、11人の減少、中学校では1.95%、26人の減少でございます。

今後も学校訪問や連絡会を通しまして的確な状況把握を行い、適切なきめ細かな取り組 みを行ってまいりたいと考えております。

以上、お答えといたします。

議長(荒川泰宏君) 内田議員、よろしいか。

4番(内田聡史君) はい。

議長(荒川泰宏君) 次に、通告第11号、第16番 川口東洋君。

16番(川口東洋君) おはようございます。16番、川口東洋であります。

私は、安全なまち、安心できる市民生活の確保と障害者の自立阻止とならない支援法を といった2点について、数項目にわたって質問をいたします。

一昨日、地域医療の拠点として医療の面で野洲、守山を中心にした地域住民の安心・安全に貢献してきた野洲病院、現守山市民病院を中心的な立場で創設されました山田常道先生が逝去されました。先生は、終戦後間なしに無医村でありました大篠原が会議所を改装した診療所に県の紹介で招聘されたと聞き及んでおります。

現野洲病院の玄関先に昭和34年につくられました野洲診療所の記念碑には4人の方々のお名前が刻まれ、その中の一人、井上嘉橘先生の名もあります。先生は、野洲のはだしの医者として親しまれ、どこまででも自転車で往診をされておりましたが、本年、お亡くなりになりました。謹んでご冥福をお祈りするものであります。

山田先生は、生前、両病院の運営が難しい局面にあったときに、「川口さん、私は『あいつは医者と違う、事業屋や』と言われてもいいんです。私がいなくなっても、病院が残れば住民の皆さんの医療、予防の施設として後に続く人たちが守ってくれるはずだから」とお話をしておられた姿が印象強く残っています。安らかにお眠り下さい。

また、本日は国会では、マンション・ホテルの耐震強度を偽り、多くの国民に不安を与えている問題で、衆議院国土交通委員会で参考人としての事情聴取で事足りなかった証人 喚問が行われます。誠に残念な事件であります。住民不安と悪質な不正にしっかりとメス を入れ、安全なまちを取り戻してほしいものであります。ちなみに、本日は衆議院国土交通委員会で10時45分から、地元選出の元祖大造である三日月衆議院議員が、建築物の構造計算書偽装問題について姉歯秀次氏に対して質疑をすることになっているようであります。

さて、市民にとっての安全なまち、安心できる生活の確保とは、誠に多岐にわたって関連が広がってまいります。言いかえれば、市民生活そのものがすべて安心・安全に関わりながら営まれていると言えます。私は、これまで学校の安全について質問をし、対応を求めてまいりました。残念なことに、最近、連続して広島、栃木で児童が痛ましい被害に遭いました。質問を提出しました時点からさらに2名の関連する事件での犠牲者が出ています。弱者を襲う凶悪な犯罪が全国的に後を絶たない状況であります。

そこで、このたびは、地域の安全・安心についての基本的な行政の果たす任務について 尋ねるものであります。

このような市民を巻き込む凶悪事犯の発生を未然に防止することを目的にした野洲市地域安全に関する条例が制定され、市民の安全で安心して暮らせる地域社会野洲をつくり上げるため野洲市地域安全連絡会議が設置されていますが、今日的な状況から会議が開催されているものと考えるところでありますが、どのように機能しているのか、尋ねるものであります。

同時に、交通安全対策についても尋ねますが、ご存知のとおり、滋賀県下での12月1日現在の死者は110人を数え、交通事故非常事態となっています。市民の中からも複数の犠牲者が出ています。うち2件は改善を求められている地点での事故発生であります。高齢化社会でありますから、高齢者向けの事故防止等の庁舎内での放送などをされておりますが、上位法に基づく野洲市での交通安全対策会議条例も設置されており、条例で定められている所掌事務についても尋ねるところでございます。

1つ、全国的な事態、動向をどうとらまえ、野洲市地域安全に関する条例でうたわれている地域安全連絡会議では、対応としてどうされようと議論がなされているのか。委員構成、開催状況、施策の調整、関連団体との連携、情報交換などについて。

2つ、交通安全対策会議の開催状況。現下非常事態宣言が出されている中で具体的な議論はどうであったのか。野洲市交通安全計画はどのようなものであるのか、どう周知されているのか、伺うものであります。

次に、障害者の自立阻止とならない支援法を。

新年度スタート予定の障害者自立支援法は、障害者の生活を圧迫するばかりか、特に当該障害者たちからは弱者切り捨てとまで酷評される法律であるとされています。自治体間での格差発生が予測されると言われており、18年1、2月に政省令でまとめられるとされています。本市でも1月から3月にかけて現行給付水準の確保が日程に上がってくる模様でありますが、本市としての基本的な考え方と対応予定についてお尋ねいたします。

1つ、少なくとも支援水準について、例でございますけれども、24時間制度、ガイドへルパー等での県単位での統一を求めていきたい。

2つに、認定審査会のあり方について。本人出席、特に若年障害者の出席規模は考慮されているのかどうか。

3つ、在市の障害者の平均年収の把握について。そのことで実態というものが理解できるのではないかということから、以上、質問といたします。

議長(荒川泰宏君) 市民健康福祉部長。

市民健康福祉部長(竹澤良子君) それでは、川口議員の2点のご質問にお答えいたします。

まず、第1点目の安全なまち、安心できる市民生活の確保についての2点のご質問でございますが、広島・栃木両県で下校中の児童が殺害されるなど、残忍で凶悪な事件が相次ぎ、本市におきましても、いつ発生するか油断できない問題であると認識をしております。

ご質問のとおり、本市におきましては、野洲市地域安全に関する条例を施行しまして、市及び市民、事業所の基本的な責務を定め、地域安全に関する意識の高揚と自主的な防犯活動を図ることにより、市民が安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指すことを目的としております。

ご質問の野洲市地域安全連絡会議の委員構成は、関係団体の代表者、守山警察署、行政の関係課などで組織しております。昨今の社会情勢の中、国、県等の対応を踏まえ、緊急会議を今月開催いたしました。会議では、教育委員会、守山警察署、行政等、それぞれの取り組みを報告いたしまして、協力体制の強化と随時情報交換を行うことと、今後の会議の持ち方について協議をしたところであります。今後とも、関係機関と協力をし、市民の生活の安全と安心の確保に努めてまいります。

次に、2点目の交通安全対策会議につきましては、交通安全計画を策定するにあたりまして5年に1度開催しております。この交通安全計画は、5年間に講ずるべき交通安全に関する諸施策の大綱を定めたものであります。計画の主な内容につきましては、道路交通

事故の状況や交通安全対策、道路交通環境、交通安全思想の普及活動などであります。この計画は平成13年度から平成17年度の計画でありまして、今年度で終了いたしますので、滋賀県交通安全計画に基づきまして、来年度、第8次交通安全計画を策定する予定であります。

ご質問の計画の周知につきましては、特に一般向けに周知をしておりませんが、乳幼児から高齢者までを対象とする各種の交通安全教育の中で交通安全思想の普及に努めているところであります。

なお、計画に上げています各種の事業実施につきましては、守山野洲交通安全対策会議 において協議をし、年間の事業計画を立て、実施しているところであります。

続きまして、2点目の障害者自立支援法に関するご質問でございますが、ご質問の第1点目といたしまして、サービスの支給の水準につきまして、現在のところは国においてサービス料の上限や基準が示されていないことから、県下での方向性も定まっていない状況であります。しかし、公平なサービス利用のための手続やサービス基準の透明化を図るためにも、サービスの利用計画を策定することから何らかの統一した考え方が示されるのではないかと考えております。議員ご指摘のとおり、各サービスは公平に受けられることが必要でありますので、県下の状況を踏まえて決定してまいりたいと考えております。

次に、2点目の審査会のあり方についてですが、審査会は、審査員及び必要に応じて訪問調査員の出席により障害の区分決定を行います。本人の出席を求めることはありません。 しかし、障害程度を判定する上で知的障害や精神障害の判定は難しいことが予想されますので、本人の意向や状況を十分に受けとめながら審査会を進めてまいります。

最後、3点目の障害者の平均年収の把握についてですが、現在の支援費の支給決定におきましては、個々の課税状況については把握しておりますが、平均収入については把握ができておりません。

以上、お答えといたします。

議長(荒川泰宏君) 川口議員。

16番(川口東洋君) 1番目の安全・安心なまちづくりについてのお答えは非常に雑駁でございます。質問がひょっとしたら雑駁だというのかもしれませんけれども、もう少し条例に基づいてしっかり説明をしていただきたい。

今月開催されたというのは何回目なのか、あるいはまた、その委員区分の選出について 幾つか述べられましたが、もっとありますね。各団体を網羅してしっかりと委嘱をされて いるのかどうか。しっかりとお答えをいただきたいというふうに思います。でないと、一番肝心なことだというふうに私は解釈をしておりますので、このことからいろんなことが動いていくんだろうというふうに思っています。開催にあたっては、どの団体が要請をして開催されたのか、そういうあたりについてもお聞かせいただきたい。

ともすれば、こういう関係につきましては、特定団体が名指しで活動を問われてくるというふうになっている状況にもございますけれども、そのことについて報道が追い打ちをかけて拡大されていく。本当は市民全体の問題であります。今のお答えの中でそういうふうに聞かせていただいたわけでありますけれども、具体的に大体どうだったのかということについては、今の答えでは皆さん方にはわからないというふうに私は受け取りました。

例えば、ちょっと違うかもしれませんが、18歳の少女が先日救出されましたが、教育委員会や児童相談所がやり玉に上がっています。姿勢を問われているところでありますけれども、ならば、市民である、その子どもたちの代弁者であります児童民生委員はどう動かれたのか。そして、主任児童委員という制度が設立されて、その成果はどうであったのだろうかと。報道によることばかりが伝わってまいりますから偏見が生じているのではないだろうかというふうに受けとめています。まず、市民である、そうした一人ひとりがどう動かれたのか、これは別のことでありますけれども、私は注目していきたいというふうに思っているところであります。

地域安全連絡会議ですか、地域安全に関する条例というのは旧野洲町時代からもございましたし、旧中主町にもあったのかどうか。その両町ではどういうふうな活動経過をたどってきていたのか。そのことをもう一度しっかりと教えていただきたい。

次に、交通安全対策会議の条例に関してでございますけれども、この条文の中に、陸上交通の安全に関する総合的な施策の企画とされていますが、ご存知のとおり、合併して琵琶湖の湖水面が市内ということになった現在、水上バイクなどのプレジャーボート等による事故も懸念されております。私も県で仕事をさせていただいておりましたときに、この水上安全条例につきましては改正のきっかけをつくった者だと自負をしているところでありますけれども、守山警察署の中に水上警察署もしくは分署、分室をつくるということは非常に困難なように伺っているところでありますけれども、ならば、対岸の堅田署からの距離が琵琶湖で一番近いところですから、具体的なそういう支援方法などが計画、しっかりと用意されているのだろうかということについてもお尋ねをしておきたいと思います。

自立支援法については、これから調査をされていくということでありますけれども、特

に、その審査会におけます本人の出席希望を、私、申し上げましたけれども、若年の障害をお持ちの方々は非常にそのことについて心配しておられます。果たして、自分たちの希望というものがしっかりと伝わって、そして、ケアマネジャーによる対策の中にしっかり盛り込んでいただけるものかどうか。

それと、もう一つは、やはり試算の問題も関連してまいります。今、お尋ねいたしましたところ、課税面については把握しているが、収入面はとらまえていないということでありますけれども、どういう状況なんでしょうか。例えば階層的に、その計画されています表に示されている中でどういう層が本市の中で一番多いのか。聞くところによりますと、生活保護世帯の障害者は別としても、手元に2万5,000円を残せばそれでいいというふうに言われていると私は聞いておりますが、2万5,000円で月々どう生活をしよるということなのか、あるいはまた、貯金が350万円以下でないとだめだというようなことも問われているようでありますけれども、そういうことについてはどうなのか、答えて下さい。

議長(荒川泰宏君) 市民健康福祉部長。

市民健康福祉部長(竹澤良子君) それでは、川口議員の再度のご質問にお答えいたします。大変もたつきまして申しわけございません。

まず、地域安全連絡会議の件でございますけれども、この構成メンバーでざっぱなことでということでございましたので、特に各種の団体のところでは、この構成としては、自治会長、それから地域安全指導員、青少年育成市民会議、老人会、守山野洲交通安全協会、女性団体連絡協議会、商工会、少年センター、PTA連絡協議会等が団体に入っております。

ご質問の中で児童民生委員さんはどうかということでございましたが、この点につきましては、児童民生委員さん等の話も出ておりますので、このメンバーについては、再度、 検討をしてまいりたいというふうに思っております。

それから、この会議でございますが、新しい市になりましてこの要綱を制定いたしました。その準備をしているという段階でございまして、今回、先ほど申し上げましたように、緊急会議をとりあえず開かせていただきました。それは、また関係団体ということではなくて、関連する教育委員会を中心、それから守山警察署を中心、それから行政の方の関係者ということで会議を開かせていただきました。

その中で出ました内容についてご質問でございますが、生涯学習課の方では、昨今のパ

トロールを非常に強化をこの事件を通じて行っておりますので、そのときにいろいろな安全パトロールのシールを考えていこうというふうなご意見も出ておりました。学校教育委員会では、スクールガードあるいはスクールリーダーの防犯活動を強化している点だとか、それから、防犯マップの策定をこれからどのように検討していこうかというふうなことも出ております。また、SOSについてのあり方をもう一度検討しようというふうなことで、この会議は終わっております。

以上が会議の経過の状況でございます。

それから、2点目の水上バイクの問題ですが、これは堅田警察署と確認しておりませんので、今後、確認をしていきたいというふうに思っております。

それから、自立支援法の2点のご質問でございますけれども、障害の弱者の状況をどういうふうに判断するかということで、これは事前に106項目の調査項目がございまして、その方の障害の程度をいわゆるアセスメントするという1つの基準に基づいて行いますので、当然、そのときに診断書等の添付も必要になっておりますので、保健福祉医療の総合的な形でのアセスメントで評価していくというふうになっております。

それから、収入面の点でございますが、これは、今、それぞれ障害をお持ちの方の収入といたしましては、障害基礎年金が1級の場合は年間99万3,100円という状況でございます。2級の場合は78万4,500円と、それから特別障害者手当として年間31万8,240円というふうな収入を見ております。

今、ご質問の手元に2万5,000円ということにつきましては、これは、今回、障害者の自立支援の医療の問題、それから、各サービスを利用するということについては、基本的には利用の1割負担を、介護保険と同じでございますが、1割負担というふうになっておりますが、それになおかついろいろな収入をかみ合わせて最終的なその方の負担額が決まってくると。6段階ぐらい分かれまして複雑な負担になってきます。この点につきましては、私どももこれから新しくこの制度が出発してまいりますので、それぞれの状況というのは違ってまいりますので、個々の対応が必要であるというふうに判断しておりますので、この点は少し実態に合った形を考えていきたいというふうに思っておりますが、国がします基本でございます。この点については本市はどういう状況であるかということは、もう少しお時間をいただきたいというふうに思っております。

以上、お答えといたします。

議長(荒川泰宏君) 川口議員。

16番(川口東洋君) 交通安全に対しては堅田署と協議をしていきたいということでございますが、ぬかりなくしていっていただきたいことと、それから、やっぱり、これは条例の文言を改正する必要があるというふうに私は受けとめています。もはや野洲市は陸上交通ばかりではないというふうに思いますから、そのことについてしっかりと対応をお答えいただきたい。

それから、今、いろいろな施策の中で数点おっしゃいましたが、これはそのこととは違うやないかという話もあるかもしれませんけれども、野洲市安全なまちづくり自主活動団体補助金交付要綱というのがございますね。これにつきましては12項目の補助対象事業というのが上がってございます。経費としては50万円を限度とするというふうになっておりますが、もちろん、今おっしゃったマップの作成なんかも入っておりますが、12項目にわたる事柄についてはどのようになっているのか。

それと、もう一つ、交通安全の方でございますけれども、ちょっと話があっちこっちしますが、委員の方が6項目にわたって挙がっています。国の関係、行政機関の職員のうちから市長が委嘱するもの、滋賀県の関係部内の職員から市長が委嘱するもの、滋賀県警察の警察官のうちから市長が委嘱するもの、市職員のうちから市長が指名するもの、教育委員会の教育長、湖南広域行政の消防庁、以上が挙がってございますが、さらに特別委員を委嘱することができるというふうになっていますが、これ、現行どうなっているんだろうかと。

もう一つは、先ほど、私、2つの条例に対して質問いたしておりますが、地域安全連絡ですね。野洲市地域安全に関する条例、これ、いつごろ誰の要請で開催をされたのかというのはわかっておりませんね。この活動も8項目にわたって書かれておりますが、もちろん通学に関して重点が置かれているんだろうと思いますけれども、以外に防犯診断、防犯灯、防犯機器、あるいは、その他自主的な防犯活動と。それらも補助対象になっているというふうに受けとめておりますが、実態はどうなんですか。実際、どういうことにどういう補助が使われているのか、示せる範囲で結構ですから、示していただきたい。

今、3回目ですかね。月並みな言い方というふうになるかもしれませんけれども、警察、 先ほども委員として委嘱されておるということでありますけれども、国、県などの関係機 関の協力や、もちろん、中心になっていく市民との協働というものがあって初めて成果と いうのですか、効果が出てくるものだというふうに思いますけれども、せっかくの条例で ございます。もう少ししっかり活用していっていただかなければならないというふうに思 います。

これは、定期的に、定例的に開催を予定されているものなのか。あるいは、その事態が迫ったときに対策会議として開催されるものなのか。私がこういう質問をしているということも、もっともっと目を開いていろいろ広報なんか見んかいというおしかりもあるかもしれませんけれども、もしそうであるならば、そのとおり一生懸命広報をやっておられるのかもしれませんが、市民への広報、啓発はどうしていこうとしておられるのか。あるいは、最近発生しております事犯は、県下ではないのかもしれませんけれども、近くの県で、隣接する県で事件が発生しておりますが、こういうことについてどういうふうにしているのか、非常に心もとない状況だというふうに私は受け止めます。その場当たり的に、あっちの部門、こっちの部門で一生懸命やっておられては、そのことは否定できないことであります。けれども、やはり中心になっていく条例というものがあるんですから、しっかりとそれを活用していっていただきたい。そういうふうに申し上げておきますが、私、お尋ねした部分については答えをいただきたいというふうに思っています。

自立支援法につきましては、これからまた議論が出てまいると思います。私自身ももう少し練り上げてお尋ねもしていきたいというふうに思っていますが、どうしても認定審査会の中には、やはりご本人のご希望というものをしっかりとくみ取った上で認定審査会の結論、ケアマネジャーの中に生かしていっていただけるということを、これは約束していただきたいというふうに思いますが。

市長、お聞きになってこられて、どういうイメージですか。私、答弁者の中に市長も入れておきましたよ。大事な問題ですからね。

議長(荒川泰宏君) 市民健康福祉部長。

市民健康福祉部長(竹澤良子君) 川口議員の再度のご質問にお答えいたします。

まず、大変強調であります地域安全会議でございますけれども、これは市になりまして、 私どもも体制整備をしているというところでございます。おっしゃるとおり、本当に市民 の皆さんが安心して住める市づくりと、まちづくりということは最優先課題であるという ふうに思っております。

今回は、先ほど申し上げましたように、緊急という形で会議を開き、それぞれの情報交換を行ったところでございます。この会議は本当に重要と私どもも認識しておりまして、その緊急会議の中でも、今後、この会議を定期的に開いていこうというふうなことでお互いに確認をしたところでございます。今後、この会議を十分生かしまして市民の安全に努

めてまいりますので、どうぞご理解をいただきたいというふうに思います。

それから、もう一つ、野洲市の安全の団体の補助の状況でございますが、これは各自治会を回っておりまして、今年度は祇王学区の自治会で、この50万の補助金を出して事業を運営していただいております。この祇王学区は、今年度、地域におけるパトロールの運動、あるいは通学路における安全指導、それから通学路、公園の安全点検、防犯灯の点検活動、地域の環境浄化活動、広報啓発活動等を年間計画でそれぞれ取り組んでいただいているという状況でございます。

以上、お答えといたします。

議長(荒川泰宏君) 市長。

市長(山﨑甚右衞門君) 川口議員の質問でいるいると具体的な内容を含んで質問がございました。ある意味ではご提言もございまして、市民の安全生活について非常に深い思いをお持ちでということにつきまして感謝を申し上げたいと思います。

いろいろとちぐはぐな議論があって内容が十二分に回答ができなかった部分もございますが、それはそれなりの担当で取り組みをいただいていると思うんですが、ただ、私、思うことには、今、そうした事務を担当する部署が市民課の中の生活安全室という課内室で取り組んでおります。だから、その辺で、言うなれば不十分な対応もしているのではないかと、こんなふうに思いますので、今、私が考えておりますのは、生活安全、おっしゃる交通安全、それともう一つ、天災ですね。地震、集中豪雨によるところの水害、そういうものを含んだ、いわゆる危機管理を1つの課にまとめて、新しい部署を新年度からつくってはどうかということで、既に内部で検討いたしております。

例えば生活安全ですと、消費者の指導で、昨年度も非常に大きな事故があって、それを 食いとめてくれた、いわゆる消費者指導ですね。あるいは、交通安全については、昨今、 野洲市内では非常に多くの方が亡くなっている。おっしゃるように、海上交通も含まれて きました。そういうことも含んで新しい部署を4月から発足させたい。もう既にこのこと については、人員の配置等についても県警本部とも協議をいたしておりますし、今現在、 警察のOBの方、1人来ていただいておりますし、また、県の消費者センターからの紹介 で1人の指導員も来ていただいております。こういうものを充実して、特に今、広島ある いは栃木県で下校中の女の子がああいうひどい残虐なことを受けたということを踏まえま して、そのようなことのパトロールもやっぱり必要であろう。だから、具体的に申し上げ ますと、今現在、警察のOBの方、1名来ていただいております。これを増員して、そし て安全パトロールカーですね。いやいや、笑うたらあかんわね、真剣な話していますのに。 そういうことですね。だから、安全パトロールカーが悪かったか知りませんで。表現が。 しかし、そういうものをつくって、この前、梶山議員から質問がございましたね。赤色灯 は回せないけど、青のランプは回せる。これも既に公安委員会の許可を受けて取り組んで おりまして、こういうものの体制を整えて、やっぱりまち全体が安全で安心な生活のでき るような部署をつくっていきたい。こういう思いで取り組んでおりますので、その辺はご 理解をいただきたいと、このように思います。

以上でございます。

議長(荒川泰宏君) 暫時休憩いたします。

(午前 9時56分 休憩)

(午前10時16分 再開)

議長(荒川泰宏君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、通告第12号、第5番 奥村治男君。

5番(奥村治男君) 5番、奥村治男でございます。内田議員同様、初質問でございますので、よろしくお願いしたいと思います。

4 問質問させていただきますが、まず、1 番目、不審者情報の連絡網等についてお尋ね したいと思います。

広島・茨城両県で小学校1年生の女児殺害という痛ましい事件が相次いで発生しております。子どもが安心して学校生活を送るためには、不審者に関する情報は学校、地域、家庭と警察などの関係機関が共有化しておく必要があります。地域ぐるみで子どもたちを守り育てる環境づくりが大切であると思います。

旧中主町では不審者情報連絡網をつくり、情報を共有化していたが、10月下旬から1 1月下旬に旧中主町で発生した不審者情報は自治会長には知らされておりませんでした。 残酷な事件が多発している時期に危機管理意識が欠如しているのではないかと思われます。

次の点について教育長の見解をお尋ねいたします。 1 つ、野洲市の不審者情報連絡網は整備されているのか。 2 つ目は、文部科学省は通学路の点検等を求める通達を出しておりますが、どのような対策が図られたのか、お聞きしたいと思います。 3 つ目は、下校時間帯の防犯パトロールや自主防犯組織活動の支援策はあるのか、お尋ねしたいと思います。

次に、少人数編制と逆行する40人学級編制についてお尋ねいたします。

野洲市では、教育課程の弾力化や指導方法の改善に努めながら、特色ある園、学校づく

りなどにより一人ひとりの個性を生かす教育を進めていますとしています。一人ひとりの個性を生かす教育のためには、クラスをできるだけ少人数編制することが大切であると思われます。

1980年に40人とされた学級編制基準は、2001年にようやく弾力化され、教科によってはクラスを解体したり、少人数編制を行うことが可能になっております。このような中、中主小学校のある学年では、今年度4クラスであったものを、来年度は1クラス40人として3クラス編制をするという予定であることを聞いております。このような流れは、一人ひとりの個性を生かす教育施策に逆行するものであり、現場の教師にとっても大変な負担になると思われます。直ちにこのような措置は中止すべきであると思います。そして少人数編制を実現させるべきであると思いますが、教育長の見解を求めたいと思います。

3つ目は、野洲川斎苑葬祭棟の建設についてお尋ねいたします。

野洲川斎苑は平成14年4月に供用開始されましたが、平成11年7月に守山市野洲郡行政事務組合が作成した基本設計及び翌12年7月作成の実施計画においても葬祭棟の建設は第2期工事として予定されておりました。柳島墓地の移転整備も完了し、供用開始から3年8カ月が経過した現在も建設されておりません。当時、中主町長は、地域住民に告別式ができる葬祭棟を建設すると説明されておりました。市民が待ち望んでいる施設でありながら、市民への約束が守られていないわけであります。

次の点について市長の見解を求めたいと思います。

- 1つ、葬祭棟の建設が遅れているのはなぜか。また、着工予定時期はいつごろになるのか、お尋ねしたいと思います。
 - 2つ目に葬祭棟の規模等はどの程度のものを考えておられるのか。
- 3つ目は、葬祭棟を建設した場合、告別式参列者の利便性を考え、野洲駅からのバス路線は計画されているのか、お尋ねしたいと思います。
 - 4点目についてお尋ねいたします。地域福祉計画の策定について。

平成12年に改正されました社会福祉法には第4条に地域福祉の推進が挙げられ、地域住民、社会福祉事業を経営する者、社会福祉に関する活動を行う者の3者が相互に協力して地域福祉の推進に努めるよう規定されております。そして、市町村には市町村地域福祉計画の策定について規定され、平成15年から施行されております。

地域福祉計画は市民が住みなれたまちや地域で安心して暮らすことのできるまちづくり

にとって大切な計画であるといえ、市民、住民の視点、立場に立った地域における社会福祉の総合化が求められております。したがって、その策定課程においては、法に規定されているように市民参加が必要不可欠な計画であると言えます。

野洲市においては、地域福祉計画の策定が主要施策に挙げられ、平成17年4月1日付、 告示第62号で野洲市地域福祉計画策定委員会設置要綱が告示されたものの、その後の状況について市民に広報されておりません。昨年、同時期に誕生した甲賀市においては、市役所のホームページに作成の考え方、スケジュールが詳細に掲載され、策定委員会の議事録もダウンロードして見ることができるようになっております。

一方、社会福祉協議会は、法で地域福祉の推進を図ることを目的とする団体と規定され、公共的な民間団体として本市の地域福祉の推進において主要な役割を担うべきであると思います。社会福祉協議会では、従来から民間の立場からの地域福祉の推進計画として地域福祉活動計画の策定に取り組むことが期待され、旧野洲町社会福祉協議会では策定されておりました。行政計画として地域福祉計画が法で規定される中、全国社会福祉協議会では地域福祉活動の計画との一体的策定を提案しているところであり、甲賀市は市と市社会福祉協議会が協働して両計画を一体的に策定しております。

そこで、次の4点について市民健康福祉部長の見解を求めたいと思います。

- 1つ、今後の地域福祉計画策定のスケジュール。
- 2番目は、市民参加のための方策について。
- 3番目は、市民への広報の方法。
- 4番目は、社会福祉協議会の位置づけについて、お尋ねしたいと思います。
- 以上、4点についてお尋ねいたします。

議長(荒川泰宏君) 教育部長。

教育部長(島村平治君) まず、第1点目の不審者情報の連絡網等についてのご質問に お答えいたします。

第1点目の野洲市の不審者情報連絡網につきましてでございますが、野洲市内はもちろんのこと、近隣市で発生しました事案等については、直ちにその情報を市内各校園及び学童保育所へ発信しております。今後は、地域の拠点であります7つのコミュニティセンターを通して自治会への発信ができるよう、方法等を検討してまいります。より地域の人による見守りをお願いしていただくよう考えております。

次に、2点目の通学路の点検等でありますが、今年度も市内の全校園におきまして、交

通面、犯罪面を含めた通学路の確認及び危険箇所の点検を行い、危険箇所につきましては、 その見直しを図っております。今後も安全マップの作成など、それぞれ校園の取り組みの よさを広げていきたいと考えております。

3点目の下校時間帯の防犯パトロールや自主防犯組織活動の支援策でありますが、現在のところ、地域の安全リーダーやPTA不審者対策部、保護者による当該地域の自転車パトロールの取り組み、また、通学路での立番での安全指導や声かけを実施していただいているのが主な取り組みであります。

今後、今年度より各小学校へ依頼しておりますスクールガードという制度がございます。これにつきましては、今年度からのスタートでございまして、地域ぐるみの学校安全体制事業ということで国からの実施事業でございます。そうした利用の活動が草の根的に広げられるよう検討すると共に、先ほど川口議員の質問にありました中から市長が答弁いたしましたように、青色回転灯のパトロール車の巡回等の実施も考えております。また、児童の分団もしくは集団登下校の徹底と、特に下校時における教職員による地域送り、SOSホームの適正箇所の見直し、交通面、犯罪面における通学路の再点検など、今までの取り組みとあわせて指導し、安全対策の意識高揚に向けた啓発にさらに努めていきたいと考えております。

次に、少人数制と逆行する40人学級編制についてのご質問についてお答えいたします。本市市立小学校は、滋賀県教育委員会が定めた基準に基づいて学級編制を行っております。また、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の改正に伴って、いわゆる学級の弾力的編制が認められたことから、今年度は小学校第1学年及び中学校第1学年において35人以下の学級を編制して学校教育を推進しております。しかし、その他の学年においては40人を基準とする学級編制であるため、第2学年に進級するにあたり、学級内の児童・生徒数が増加するという事態があります。具体的には、小学校では2校、中学校では1校が、今年度は第1学年で1級当たり30人程度である児童・生徒数が、次年度の進級にあたり、第2学年では1学級当たり36人を超えると考えております。

議員ご指摘の一人ひとりの個性を生かす教育の充実は、本市学校教育における極めて重要な課題であり、少人数学級編制はこの課題を克服するための有効な手段の1つであると認識しております。したがいまして、市といたしましては、機会あるごとに滋賀県教育委員会に対して、第1学年ではなく、小中学校全学年における学級編制の基準を35人以下

とするよう、強く要望しているところでございます。

今後も国と自治体の役割を見直す、いわゆる三位一体改革の焦点である義務教育費国庫 負担金制度改正の推進状況を見極めつつ、少人数学級編成の実現に向けて、一層強く要望 してまいりたいと思います。

以上、お答えといたします。

議長(荒川泰宏君) 助役。

助役(川尻良治君) 奥村議員ご質問の第3点目、野洲川斎苑葬祭棟の建設についてお答えをさせていただきます。

まず、葬祭棟の建設が遅れていることについてでございますが、野洲川斎苑は、平成14年4月に供用開始されました。しかしながら、供用開始当時は葬祭棟建設予定地には墓地が残っておりまして、葬祭棟の着手が困難な状況であったことにより建設が遅れたものでございます。その後、今年の10月末にすべての墳墓の移転が完了したところでございます。

次に、着工の予定時期についてでございますが、葬祭棟建設は守山野洲行政事務組合が 所掌しているところでございまして、現在、組合議会及び野洲川斎苑施設運営委員会等に おきまして審議、検討されているものでございまして、現在のところ、着工予定時期につ いてはまだ定まっていないと聞いております。

また、葬祭棟の規模等につきましては、施設の需要見込みや民間施設との関係などにつきまして、総合的に今後検討されていくものと理解しております。

続きまして、野洲駅からのバス路線の計画についてでございますが、現在のところは、 直接、野洲川斎苑へ連絡するバス路線の計画までは考えられておりません。ただし、市内 循環バスが野洲川斎苑の近くを運行しておりまして、バス停につきましても近隣の竹生に ございますので、ご利用いただくことは可能であることを申し添え、答弁とさせていただ きます。

議長(荒川泰宏君) 市民健康福祉部長。

市民健康福祉部長(竹澤良子君) 続きまして、奥村議員の地域福祉計画の策定に関する4点のご質問にお答えいたします。

1点目の今後の地域福祉計画のスケジュールについてですが、地域福祉計画は17年度から18年度までの2年間で策定いたします。今年度は主に地域の福祉課題を把握するため、市内7学区におきまして各自治会から1名推薦いただいた委員と、学区の民生委員代

表者 2 名で構成する地域福祉を進める会を発足させ、全体会を開き、その後、各学区では 2、3回の会議を開き、それぞれの学区の課題を議論してまいりました。来年 2 月には 2 回目の全体会と市民フォーラムを開き、各学区の福祉課題を確認し、18年度の各学区での活動につなげていきたいと考えております。来年度につきましては、計画の素案を検討する専門部会、策定委員会の開催、パブリックコメントの実施や各学区での福祉活動を踏まえ、平成 19年 3 月にはこの計画を完成させる考えであります。

次に、2点目の市民参加のための方策についてですが、この計画は市民参加が必要不可欠であると認識しております。次のような取り組みを行いました。地域福祉計画策定委員会を公募し、市民委員として4名の方に参加していただいています。また、この策定委員会の公開、市民意識調査の実施、社会福祉関係団体等のアンケート調査の実施、また、市内7学区の地域福祉を進める会の開催、また、今後、フォーラムの開催、パブリックコメントの実施を計画しております。

次に、第3点目の市民への広報の方法についてですが、策定委員の公募につきましては、 市広報、市ホームページで行いました。今後は策定作業に入ることから、市広報、市ホームページも活用しながら市民の皆さんから意見をちょうだいしたいと考えております。

次に、4点目の社会福祉協議会の位置づけについてですが、地域福祉を推進するさまざまな団体で構成する社会福祉協議会は、社会福祉法により地域福祉を推進する中心的な団体として位置づけられております。元来から社協は地域住民を主体とした住民活動の推進やボランティア、福祉教育、福祉のまちづくりなどの実績を持つことから、この計画策定に大きな期待をしております。したがって、当初より参加していただきまして、今後、社協が策定予定をしております地域福祉活動計画とも整合させ、両計画を一体的なものとしてとらえ、地域福祉の推進がさらに強力なものになるよう努めてまいります。

以上、お答えといたします。

議長(荒川泰宏君) 奥村議員。

5番(奥村治男君) 不審者情報の連絡網でございますが、これは、私が旧中主町で区長をしておりましたときに、平成14年、15年、不審者、変質者、不審電話が相次ぎまして、当時の中主町教育委員会に子どもSOS本部というのがあるわけですが、このファミリーのしおりというのをつくりまして、不審者情報連絡網というのを当時の中主町教育委員会がつくりまして、各自治会、それとこのSOSの標識をつけていただいているところに全部配付したわけなんですが、先ほど申しました吉治と八夫で発生しておるにもかか

わらず、その自治会長のところには行っていなかったと。この連絡網にははっきりと自治会長のところにも連絡を入れることになっておるわけです。なぜこれが入らなかったのか。 自治会長に聞きますと、警察の方が朝来ておられるのを何があったんかなと思って聞いた ら、こういう不審者が出たということで、それから、これは大変やということで、登下校 のときに自治会長も出ていただいておるわけなんです。

合併したことによって、この教育委員会の方は、旧中主町の方でこうした連絡網をつくっておきながら、なぜ、こういったものが今回生かされていないのか、お聞きしたいと思います。

それと、教育委員会から小学校、幼稚園だとか保育園に不審者情報の連絡を入れておられるわけなんですが、個々の対応を見ましても、学校より警察へ連絡し、警察と保護者による巡回をしていただいていると。地元が抜けているわけです。せっかくこういうふうに決めておきながら、なぜこういったものがこういった非常に問題の多い時期に整備されていないのか。各自治会の自治会館にはこの連絡網が張ってあるわけです。各自治会長に聞くと何の連絡も来ていないと。合併までのときには、そういう不審者が出たときにはファックスが必ず入ってきたということであります。

これは単に中主町だけじゃなくて、当時の野洲町、守山市、1市2町で、やはり子どもというのは地域の宝、社会の宝でありますから、しっかりと地域で子どもの安全は守っていこうということで、守山で発生しようと、野洲で発生しようと、中主で発生しようと、お互いにこういうことがあったという、これ、1市2町の連絡網もこうやって決められておるんです。これが全然生かされていない。今回どうしてこういうふうになったのか、お聞きしたい。

それと、もう一点は、各地域には地域安全指導員というのが委嘱されております。これは2年間で、守山警察署と守山市、野洲市の防犯自治会会長連名で委嘱状が出ております。防犯自治会の会長は野洲市長であるわけですが、こういった現状を、これは子どもの安全は教育委員会だけの問題じゃないと私は思うんです。生活安全室がこの地域安全指導員の窓口になっておるんですが、今回のこういう事態において子どもの安全を守るという点では、こういった地域安全指導員と教育委員会との地域における連携も必要と思うんですが、市民課の生活安全室と教育委員会との連携はどのように図られているのか、まず、お聞きしたいと思います。

それと、本質問に関連いたしましてお聞きするんですが、子どもの通学路の安全点検に

おきましては、竹生から竹生口、あそこの通学路は、ご存知のとおり旧野洲川堤防を利用しておりますので、上の堤防と下の道路との高低差が非常にあります。 5 、 6 メーターぐらいあります。上の堤防が通学路に指定されておるわけなんですが、地元自治会に聞きますと、上はあまり通らないと、下を通っておるということであります。なぜかと言いますと、高低差がありますので、上で何かあっても下から全然わからないわけです。上の雑木林がまだありますので連れ込まれてもわからないし、それと、防犯灯が全然ついていない。歩道がない。非常に危険な場所であります。

それで、竹生では、今、小学校の子ども、女子の児童が4年生、6年生の子ども、2人おりますが、この事件発生後、保護者が非常に心配して送迎をしておられるというのが実態であります。それと、中学生は3人おりますが、男子1人、女子生徒2人、それから2年の男子生徒1人。女子生徒は北野中でのクラブ活動を終えて帰りますと、今の時期、真っ暗なんです。だから、保護者の方は非常に心配しておられます。あそこは中主守山線で、あとは県道だと思いますけれど、今言いました歩道もありませんし、防犯灯もないということで、前自治会長、今の自治会長もそういう要望を行政当局に出しているということを聞いておりますけれど、こういった非常に不審者が出没したり、いろいろな問題が起こっている時期でありますので、早急に県の方にも歩道の設置、あるいは、あそこは非常に高低差があるところですので全面的に道路の改良工事等が必要と思われますが、県への要望はどうなっているのか、この辺もお聞きしたいと思います。

それと、少人数編制、これは、先ほどの返答で、小学校 1 校 1 学級、それから、中学校 2 校で 1 学級の編制をするというふうにお聞きいたしておりますけれど、この 4 0 人学級、なぜこの 1 学級だけ 4 0 人にするのか。中主の小学校におきましては、現在、 4 0 人学級というのは 6 年生、 3 9 人、ほぼ 4 0 人ですが、 2 年生と 6 年生、 あとはみな 3 0 人の学級になっておるんですけれど、 1 年生は 2 9 . 7、これもほぼ 3 0 人ですね。なぜこれをわざわざ 1 年生だけ 4 0 人にするのか。例えば野洲小学校なんかですと、 4 学級、 5 学級あるところもあります。 1 年生、 2 年生、 4、 5、 6 は 4 学級あるわけなんですが、ここなんかはなぜ対象としないのか、この辺もお伺いしたいと思います。

それと、いわゆる子どもの個性を伸ばすということにつきましては、やはり少人数学級が一番いいわけでありますが、篠原小学校は2学級ありまして、20人、それと三上小学校の1年生、6年生も20人学級、こういった学級は20人という、非常に少人数ですので非常に恵まれていると思うんですけれど、同じ野洲市の小学校でありながら、なぜ中主

小学校の場合、あえてそういうふうにされるのか、その辺をお聞きしたいと思います。

それと、野洲川斎苑でございますけれど、これは、先ほど墓地の移転が16年6月にて 完了したと、1人だけ残っておられたということでありますけれど、この1人だけのため になぜここまで時間が延びたのか。聞いてみますと、組合長とこの1人の方は高校が同級 であったということも聞いております。ということならば、もっと早く移転を完了しても らうべく、なぜそういった努力が足りなかったのか、その辺もお伺いしたいと思います。

それと、もう一つは規模でありますけれど、近隣の民間のセレモニーホール守山、あるいは草津シティホール、こういったところを見てみますと、告別式のホールは、いずれも守山が2つ、それから、草津は3つ持っております。甲賀の方は1ホールばかないわけなんですが、それぞれ聞いてみますと、やはり最初から1つじゃなくて2つにしておいたのがよかったということを言っておられます。だから、せっかく、今回、そういった葬祭棟を建設していただくのならば、最初から2つの告別式のホールはつくっておくべきではないかと思います。JAが東びわこ虹のホールというのを河瀬の駅前で直営でやっております。草津でもパステルというのが上笠でやっておりますが、これはいずれも1ホールなんですが、聞いてみますと、利用者からしますと、やはり1つだけですと非常に不便を来しておると。2ホールつくっておいたらよかったということがいずれも聞かれております。

また、ここの野洲川斎苑の利用ですけれど、15年度には715体、16年は743体、10月末現在で442体という数字ですけれど、ここで問題は、自宅での通夜、告別式、あるいは民間ホールへ行っておられる数がどうなっているかということなんですが、最近は、年々、そういった民間のホールへ行かれる方が非常に多くなっています。この野洲川斎苑ができておるにもかかわらず、そういった施設がないために守山だとか野洲へ行っておられると。民間ホールが既に10月末現在で50%を超えております。自宅で告別式、通夜をされているのが45%で、民間のホールへ行っておられるのが51.4%、その他が3.6なんですが、昨年度16年度の実績は民間ホールが46.5%だったのが、既にこの10月末現在で51.4%と、もう50%を超えておるわけです。だから、それだけ市民の皆さんが民間のところへ出かけておられるということで、早急にこの葬祭棟の建設は必要であり、告別式のホールは基本設計の段階で2つは設置しておく必要があると思われますが、この点について基本設計を現在もう発注されたのか、そのときにそういった設計の要望を出しておられるのか、お聞きしたいと思います。

それと、4点目につきましては、先ほど市民健康福祉部長の方から説明がございました。

この4点の中の2つ目の市民参加のための方策でございますけれど、これはやはり市民の意識調査ということが非常に必要でありますし、この調査の中でも特に高齢者、あるいは障害者、自治会、子ども会等、こういった層の人たちにも広く意見を聞くべきだというふうに思いますけれど、高齢者、障害者、こういった人たちに対してもそういう意見を聞く計画は持っておられるのか、お聞きしたいと思います。

今年度、この19年3月までの予算の中で地域福祉計画策定として予算も27万8,000円とっておられますけれど、この委員会等での費用だと思いますが、具体的にこれはこの調査に使用される予算なのか、どういったものに充当されるのか、関係ありますので、お聞きしておきたいと思います。

以上です。

議長(荒川泰宏君) 教育部長。

教育部長(島村平治君) 奥村議員から再質問、4点ほどありましたので、お答えをしたいと思います。

まず、第1点目の各自治会、特に旧中主町への情報周知でございますが、これにつきましては申しわけございませんでしたが、情報網、連絡等のそういうのを承知しておりませんでしたので、ご理解いただきたいと思います。これにつきましては、先ほども答弁いたしましたように、今後はそれぞれ7つの地域の拠点であります区民センターを通じてそれぞれ自治会に情報発信できるよう、政策推進部の市民活動促進課ですか、そうしたところと協議しながら検討してまいりたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

それと、地域安全指導委員の関係でございますが、これにつきましては、奥村議員から も指摘がありましたように、生活安全室と連携しながら、より一層の市民の安全・安心の 生活を守るために今後も連携を強めながら進めていきたいと思いますので、ご理解いただ きたいと思います。

次に、竹生の通学路の防犯灯の件でございますが、これにつきましては、現在、地元と協議中ということですので、できるだけ早く設置するようにいたしますので、ご理解いただきたいと思います。

次に、少人数学級の関係でございますが、先ほども言われましたように、なぜ、中学 1 学年、小学 1 学年のみの実施かということでございますが、これについては、特に子どもたちがそれぞれ新しい学校、小学校、中学と進級するということで、県の方針に基づきまして 1 年生のみ 3 5 人以下に認めるということで実施したことでございますので、その制

度に基づいて野洲市も行っております。ただ、先ほども答弁いたしましたように、子どもたち一人ひとりの個性を伸ばすために、特に野洲市におきましては、少人数学級はできませんが、少人数指導ということで市の単独予算でそれぞれ少人数指導ができるように、特に小学校では算数、中学校では数学に力を入れながら学力の向上に向けた取り組みを行っております。

以上、答弁といたします。

議長(荒川泰宏君) 都市建設部長。

都市建設部長(北口 守君) ただいまのご質問の中で竹生地先の通学路の件で歩道整備のことが出ておりましたので、私の方からお答えをさせていただきます。

この通学路の件につきましては、既に地元自治会からも要望をいただいておりまして、 県道守山中主線との関係がございますので、県南部振興局に要望いたしております。ただ、 県事業としては、平成15年作成されました道路整備の計画がございまして、その中で、 今度、5年ごとの見直し、工期の見直しがあるということでございますので、それに乗せ ていただきますように継続して要望をいたしておりますので、ご理解をいただきたいと思 います。

以上でございます。

議長(荒川泰宏君) 助役。

助役(川尻良治君) 奥村議員の葬祭棟建設に係る再質問にお答えしたいと思います。

まず、移転の遅れの件でございますが、この斎場建設に関しましては、大変厳しい状況があったということについては先刻ご承知だと思います。そういった中で、具体的に言いますと、比江地区の墓地の移転が遅れたと。具体的には平成16年に比江の先祖墓地の方の大部分の方がご移転いただいたと。今もご指摘ございましたように、残り1名の方がいらっしゃったと、それが今年度に入ってご移転いただいたと、こういうことでございます。

その間の経緯につきましては、先ほどおっしゃっていただいたような関係も含めて、当野洲市長も含めていろいろご努力をいただいた結果がようやくこの移転につながったと。それは個人的な関係も含めて種々ご努力いただいた結果だと、信頼関係の中でやっとご了解いただいたと、かようなことでございますので、ご理解賜りたい。それから、個人的な事情としては、ご当人のご家族にご病気の方がいらっしゃったと、こういうような個人的な事情も影響したと、かように伺っておるところでございます。

それから、施設の規模についてでございますが、先ほど申し上げましたように、行政事

務組合が基本的には所管する事項でございまして、私どもも管理者サイド、あるいは、この本議会からも3名の議員が組合議員としてお出いただいている中でご議論いただいていることでございまして、この場でお決めいただくという形になっておりませんので、その点、まずご理解いただきたいという中で、事務当局としてはいろいろ考えてはおりますが、今後、いただいたご意見もお伝えしながら検討を進めていただきたいと、かように思っておりますので、ご理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長(荒川泰宏君) 市民健康福祉部長。

市民健康福祉部長(竹澤良子君) 地域福祉計画に関します再度の2点のご質問にお答えいたします。

まず、1点目の市民参加の方策の中での意識調査でございますが、高齢者、障害者、子ども会等の例が出ておりましたけれども、この意識調査につきましては、実は、平成14年に旧野洲町の社会福祉協議会で地域福祉活動計画を策定いたしましたときに調査しておりますので、一応、旧野洲町については14年にこの意識調査を済ませました。それで、今年度でございますが、旧中主町を全域としてこの意識調査、無作為抽出で390人を対象として、今年度、調査を一応終了しております。

ご質問の障害者等につきましては、再度、社会福祉団体にアンケートの調査を予定して おりますので、ここでいろいろな意識を、住民の意見等を団体の意見等を取り入れたいと いうふうに思っております。

それから、来年度の予算編成の方針ですけれども、この計画はあくまでも手づくりでいこうというふうに考えておりまして、来年度は私どもの方もこの策定委員会がございますので、委員会の策定の費用、あるいは全体研修会の費用等の予算をお願いしようというふうに思っております。

以上、お答えといたします。

議長(荒川泰宏君) 奥村議員。

5番(奥村治男君) 教育委員会の方から、今、説明いただきましたけど、通学路の安全点検については、昨日、梶山議員の質問の中でも、今、点検中であるということでありますけれど、こういった非常事態ですので、いつまでに各学校の通学路の安全点検を終えるようにされているのか、はっきりと期日を決めて点検作業を終えるように指示しておられるのかどうか、お聞きしたいと思います。

それと、次に、少人数学級編制でありますが、なぜ、小学校1年生、中学1年生だけが

今まで30人学級だったものを40人にする必要があるのか。何度も言いますが、子どもの個性を伸ばすには、やっぱり少人数学級が一番適しておるわけなんですが、こういった問題に教育研究所もタッチしておられるのかどうか、お聞きしたいと思います。

それと、3番目の野洲川斎苑の葬祭棟、これは設計は既に出されたということを聞いて おりますが、これは匿名でされたのか、コンペ方式をとられたのか、お伺いしたいと思い ます。

以上です。

議長(荒川泰宏君) 教育長。

教育長(大堀義治君) 奥村議員の少人数学級の件につきまして、私の方から少し説明をさせていただきます。

国の学級の児童・生徒数の定員は、すべての学級は、学年関係なしに40人でございます。40人学級、これが国の制度です。そして、滋賀県におきましては、滋賀県独自の施策としまして小学校1年生と中学校1年生は35人にすると、こういうことで、県独自の施策でございます。そして、それに乗っかりまして、野洲市では、だから、小学校も中学校1年生は35人なんです、定員がね。これは県の施策で。そして、今度は、2年生になりますと40人に戻ってしまうわけです。そういうような状況なんですよね。

そこで、実態を申し上げますと、小学校が6校、中学校が3校ございますが、影響が出ますのが、中主小学校と野洲小学校と野洲北中学校、これは学級数が減ります。影響が出ます。具体的にどういうふうに出るかと言いますと、中主小学校は、今、119人です。40人学級になるわけですから、これが3学級。3、4、12ですから120でしょう。3学級になってしまうんですよ。それでは困りますので、野洲市としましては、学級担任はできないんだけれども、授業だけは、算数の時間は2つの教室に分けて、そして指導をしましょうと、こういうことで、市費で学校の教員を雇用しております。どれぐらい雇用しているかと言いますと、少人数指導担当が5名、これは12月1日現在でございます。そういうふうにして40人の、これ、学級活動なんかは40人近くなるんですが、授業だけは、特に個別の指導が大事な算数科にはそういう指導教員を入れまして、2つに分けて個別指導に徹していると、こういう状況でございます。

じゃ、40人になるのに学級数が変わらないという学校がある。例えば三上小学校は、 1年生が今、42名。ですから、35人学級ですから2クラスになりますね。42が2つ に分かれるわけです。21人です。それが、今度は、2年生になると40人学級になりま すね。42名いるんですから、2名オーバーしますね。そうすると、21名ずつになるわけです。だから、1年生と2年生は学級数が変わらない。

言いましたように、9校中6校は変わらない。3校が変わる。その変わり方ですけれども、中主小学校が一番40人近くなるわけです。あとは、野洲小学校が29人、今いるんですが、それが来年度は36人になる。それから、野洲北中学校は、6学級で、今、1年生は29人、ところが、来年の4月からは1学級減ります。5学級で、1学級当たりが約36人。そういうふうになります。影響が出る学級の人数が変わるのは3校のみです。3校だけ影響が出ると、こういう状況でございます。

以上です。

議長(荒川泰宏君) 教育部長。

教育部長(島村平治君) 通学路の安全マップの件でございますが、これも梶山議員に も答弁いたしましたように、緊急校長会を12月7日に持ちました。その中で指示をして おります。今月中に報告をするよということですので、既に1つの小学校は提出されてお ります。

お答えといたします。

議長(荒川泰宏君) 環境経済部長。

環境経済部長(米澤 博君) 奥村議員の再度のご質問の中で、野洲川斎苑の基本設計はもうされたのかというご質問でございますけれども、守山野洲行政事務組合の方にお聞きいたしておる段階では、今年度、基本設計、来年度に実施設計に入るというようなことをお伺いしております。

以上でございます。

5番(奥村治男君) 終わります。

議長(荒川泰宏君) 次に、通告第13号、第18番 小菅六雄君。

18番(小菅六雄君) それでは、一般質問を行います。質問にあたりまして、市長に一言申し上げます。

去る10月23日、合併後初めての市議会選挙が行われました。これで新たな市議会が構成されたわけであります。これに伴いまして新市の本格的な市政がスタートするわけでありますが、市長もご承知のように、現在、小泉内閣のもと、憲法9条の改悪の動き、また、国民に対しては増税や社会保障制度の切り捨て、また、地方自治体への財政削減など、平和や暮らしが脅かされようとしております。

よって地方自治体の役割は、この時期、大変重要なものがあります。市長は、これらの状況を十分認識され、市政を運営されると共に、このことを求めると共に、私ども日本共産党市議団は、市議選で寄せられました市民の切実な要求実現へ奮闘することをこの際、表明しておきます。

それでは、質問を行います。まず、1点目に国民健康保険税の引き下げと医療費の減免 制度の実施についてであります。

今言いましたように、市民を取り巻く暮らしの現状は大変厳しいものがあります。政府が言う、景気は着実な回復基調とは裏腹に厳しいものであります。このことは質問いたします国民健康保険事業でも中小企業の倒産・廃業、また企業のリストラ・合理化により、この間、国保加入者や滞納世帯、また滞納額の増加を見ても明らかであります。このような中、この17年度からは、合併後の国保税統一では負担は低い方にという原則に反して、大幅な値上げがされております。今後、一層、国保税の滞納、受診抑制が増加することが心配されます。

そこでお聞きしますが、今日、市民の置かれた暮らしの実態から見て、国民健康保険制度が法律に基づく社会保障制度であることを改めて認識され、私は、国保税の1世帯1万円の引き下げをこの際行うことを求めますが、見解をお聞きいたします。

次に、医療費の減額・免除制度の実施についてであります。今申し上げましたように、 支払限度を超えていると思います。誰もが安心して医療を受けられるという、本来の社会 保障制度としての国保運営を行わなければなりません。

そこでお聞きしますが、国民健康保険法 4 4 条には医療費負担の減額免除を行う規定があります。これは、国保税の減額免除と同様に、所得の低い人や失業、病気で就労のできない人などに対して医療費 3 割負担分の減額免除を行う規定であります。ところが、法律では制度が定まっているにもかかわらず、本市では実施されていません。

この44条に基づき、医療費減免のための条例を制定することは、地方自治体の裁量に任され、実施するかどうかは自治体の判断と言われていますが、これは明確な間違いであります。法律の趣旨は、医療費減免制度の実施について裁量権があるかないかではなく、いわゆる裁量権は実施した際の減額免除の内容についての問題でありまして、にもかかわらず、長年、法律に基づく制度の実施を怠ってきたのは遺憾と私は思います。

そこでお聞きしますが、この問題は合併直後の議会でも質問しておりますが、そのとき、 今後検討ということでありましたが、はや1年が経過しようとしています。この間の検討、 また早期実施すべきと考えますが、見解をお聞きいたします。

2点目、来年度市予算についてであります。来年度の市予算の編成、とりわけ市民の暮らしを守る立場から市長の政治姿勢との関わりでも質問をいたします。

市長もご承知のように、現在、地方自治また地方財政を取り巻く現状は、小泉内閣の進める構造改革のもと、国民生活との矛盾を一層深めています。

そこで1点目の質問でありますが、現在、小泉内閣が進める地方自治体と住民への犠牲は、大きく分けて3点から成っております。

1点目は、ご承知のように三位一体の改革の名のもと、地方自治体財政への攻撃を強めていることであります。財源の一部を地方に移すことと引きかえに、本来、国の責任で行うべき福祉・教育のための国庫負担金を縮小、廃止し、地方交付税を削減することで住民サービスを大幅に切り下げようとしています。

2点目には、直接、国民に対しては、所得税や住民税の減税廃止や増税、消費税の増税 方向、また医療費の負担増など、一連の国民犠牲を行おうとしています。

3点目には、今年3月、総務省が明らかにいたしました地方行革推進のための指針、これではすべての自治体で2005年度から5年間で改革プランを策定させようとしています。これは、職員の削減、業務の民間委託・民営化など、福祉、暮らしのための施策の切り捨てということであります。

そこで市長にお聞きしますが、私は、政府がこれまで自らの失政により招いた財政破綻 を地方自治体と国民に転嫁する、このような構造改革は、国民の立場に、また市民の立場 に立っていないと考えますが、市長自身はどのように評価されているのか。

2点目、来年度予算について具体的にお聞きします。

今、述べましたように、こんなときだからこそ、市財政と市民の暮らしを守る市政と財政運営が必要であります。しかし、来年度市予算編成方針を見ましたが、これから見ましても決して市民の立場に立つものではありません。予算編成方針では、歳入については、個人市民税の一定の伸びはあるものの、固定資産税の減収、さらに市民法人税の大幅な減、さらには地方交付税の大幅な減収などを見込んでおられます。一方で、歳出では徹底した見直し、重要課題に予算配分を行うなどとしていますが、私がこの予算編成方針を見る限りでは、従来の発想と視点による財政運営であり、そこには市財政と市民の暮らしを守る立場が見えてきません。

そこでお聞きしますが、1点目に、昨日、答弁でも答えられましたが、予算編成方針で

は、歳入において法人市民税、地方交付税は大幅な減収が見込まれるとしていますが、それは対前年度比でどれぐらいの減収なのか、地方交付税については昨日述べられておりませんので、これも含めてお聞きしたいと思います。

2点目には、本議会の一般会計補正予算でも工業振興助成金3社分1億1,328万円を計上されていますが、例えば、このように多額の単費助成を行う、これに見合う今後の税収、さらに雇用などどのように見込まれているのか。

3点目、適切な歳入処理の問題です。地方自治法 2 1 0 条では、総計予算主義の原則があります。これから見ると、本市の市営住宅における敷金などは予算に計上されていません。これは不適切な処理であり、不明瞭と考えます。なぜこのようになっているのか、改善が必要と考えますが、見解をお聞きいたします。

4点目には歳出の問題です。これほど財政が大変と市長が言うのならば、無駄な公共事業の見直しが必要と私は考えます。その1つが、これまで指摘しております新幹線栗東新駅の負担問題です。野洲市では2億6,900万円、県と関係市全体で240億円、このことについては、市民、県民の強い批判が出ておりまして、この間取り組まれてきました建設の是非を問う住民投票条例制定を求める署名、これには全県では8万筆、野洲市でも3,000を超える署名が市民から寄せられています。ここで言えることは、いかに市民が無駄で必要ない、野洲市が負担するのはおかしいと意見が多数あることを示しています。市長は、説明責任を果たすと言いながら、これまで果たすことなく、関係議案を提案しました。今言えることは、市長の意思と市民の意思に明確なずれがあると考えます。

そこでお聞きしますが、市民の意思は負担ノーと考えます。市長は、市財政の面からも、 また市民の意思を尊重して新幹線新駅の負担を中止されることが必要と私は思いますが、 見解をお聞きします。

2点目には、この問題に関しまして、少なくとも県下全体で今や大きな政治問題として 直接署名が行われたわけでありますが、にもかかわらず、知事はJRと工事協定を締結し たいと表明しています。これは、市民、県民の意思を無視する態度でありまして、少なく とも住民投票条例の議案の結果が出るまで工事協定は行うべきではないと考えますが、こ のことを市長は知事に表明すべきと考えますが、見解をお聞きします。

5点目、この際、改めて主張いたしますが、同和行政を法的にも市民全体の意思として も終了すべきと考えますが、野洲市でも、引き続き予算編成方針を見ましても、今後、多 額の同和関係予算を計上しようとしておられます。私は、不必要なものについて全面削除 を求めますが、来年度予算との関係で見解をお聞きいたします。以上、答弁を求めます。 3点目、児童・生徒の安全対策についてであります。

昨日の質問、また本日の質問でも明らかなように、今、全国各地でいろんな事件、事故が多発いたしております。子どもを守る対策については、ある意味では対応努力の限界を超える事象も見受けられるかにも感じますが、一方で、行政側の危機管理と対策に緊張感がなく、適切な対応がとられていない場合があります。本議会でもいろいろ質問がされておりますので、私は、この間、市民から寄せられた通学路について、1点お尋ねいたします。

1点目は、今言いましたように、通学路の安全対策でありますが、中学生を持つ父母から、部活動から帰宅するには通学路が大変暗い、危険である、街灯を増設してほしいという要望を寄せられています。これについて、せんだって、いわゆる旧中主の兵主学区の通学路を調査いたしましたが、確かに中学生が田畑に沿った通学路を帰宅するには大変暗くて危険なものであります。例えば中主中学校から吉川、菖蒲、下堤方面の通学路において、国道477号線には六条から吉川までの間、街灯が設置されていません。また、菖蒲、喜合方面の街灯は少なく、大変暗いものであります。街灯の増設が必要と考えます。

同時に、安治から菖蒲、喜合方面では10基を超える街灯の蛍光灯が消えたまま放置されています。それでなくとも暗い通学路であり、一層暗く危険であります。そこでお聞きしますが、全体として暗い通学路となっていますが、要所での街灯の増設が必要と考えますが、見解をお聞きいたします。

2点目には、多くの街灯が消えたままになっておりますが、先ほど来、質疑されておりますように、危機管理の意識の問題とも考えますが、なぜ放置されているのか。点検管理の保守はどのようにされているのか、お聞きいたします。

次に、交通安全対策であります。

県道守山中主線川田大橋に抜ける歩道設置の問題です。この守山中主線は、川田大橋までは両側歩道となっています。しかし、川田大橋は、上流側にしか歩道がありません。そのため、中主方面から通学する高校生等は、川田大橋を渡り守山方面に通学するには比江側歩道から上流側の歩道を利用するために県道を横断しなければなりません。ご承知のように、早朝のこの県道は車の通行量が大変多く危険であります。これを解消するため、川田大橋の下流側にも歩道が必要と考えますが、見解をお聞きいたします。

次に、県道守山中主線の竹生交差点の竹生側の歩道設置の問題であります。この県道、

ご承知のように、県道の比江地先、松林から久野部地先までは両側歩道が整備されています。ところが、竹生交差点から竹生側の約20メートルは歩道がありません。そのため、通学生などは車道に出なければならず、大変危険となっています。早期の歩道整備が必要と考えます。見解をお聞きいたします。

4点目には、以前、議会でも質問がありましたが、市道小比江比留田学校線の道路拡幅と歩道整備であります。以前の議会答弁を聞いてみましても、なぜ早期に整備されないのかは疑問であります。このままでは危険であります。答弁では、当面の策として西河原東交差点の改良を行ったとされています。しかし、この改良は、自動車の交差点進入を容易にするために歩道と車道を区別するための縁石を撤去しました。私は、自動車の交差点進入を容易にするために児童のための安全確保のための歩道を事実上なくすことについて納得できません。自動車優先で子どもの安全が後景に追いやられています。

そこでお聞きしますが、縁石を撤去することは通学の安全を損なうと考えますが、なぜ 撤去されたのか。

2点目には、抜本的に道路改良がなかなかされませんが、早期に道路拡幅と歩道整備を 求めますが、見解をお聞きいたします。

以上、答弁、よろしくお願いいたします。

議長(荒川泰宏君) 市長。

市長(山崎甚右衞門君) 小菅議員からは大きく分けて3点が質問されておりますが、 国民健康保険の細かいことについては部長からお答えを申し上げますが、きのうのNHK のテレビ、ご覧になりましたか。大変ですね。私が一々ここで答弁しなくても大変な事態 になっております。それで、けさのテレビでは、厚生省は強制執行してでも差し押さえよ と、こういう姿勢を明らかにしました。夕べのテレビとけさのテレビを見まして、国保が いかに大変かということは国民すべてから承知をいただいたと思います。

そこで、具体的なことは部長の方からお答えしますが、1万円を減額せいと。いいことなんですよね、提案としては。1万円下げたら市民の皆さん非常に喜んでいただけます。この1万円を捻出するのはどこからするんですか。市民税がふえる、あるいは固定資産税が減る、交付税は減らされる、こういうような財政全体を見たときにどういうふうにしていくのか。ということは、おっしゃる方はそれでよろしいですが、我々、聞く方は非常に重要な問題なんですね。だから、この辺についても部長の考え方を利用していきたいと、こういうふうに思います。

70歳以上は2割負担をふやそうと、こういうことのようです。できる限り市民の皆さんの負担をふやさないように創意工夫をして取り組むのが我々の責任だと、こういうふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

特に、予算のことについて私の方から説明を申し上げたいんですが、まず、1点目の構造改革についてでございますが、三位一体の改革は、地方側の主張がすべて実現したというものではございませんが、まあまあ国においては集中して権限や財源を地方におろしていこうという思いで取り組みをいただいております。そこで、住民のニーズに応えた地域性豊かな住民サービスが展開でき、同時に画一的な無駄を排していこうと、そして、必要な事業はスリム化できるなどを議論しながらも必要な事業はやっぱりやっていこうと、こういうことが地方主権の実現に向けての国の考えであり、我々が希望いたしますところの地方主権であろうと、こういうふうに考えております。

2点目の来年度の市の予算でございますが、まず、第1点目の歳入のうちで法人市民税ですが、これは大手企業の業績によって税収が左右されることは皆さんもご理解をいただいているところでございますが、不安定な状況が続いておりますので、不安定な要素はございますが、減収が確定しているというところまでは至っていないと。昨日の答弁でもお答えいたしましたとおり、前年度並みの法人税は確保できるのではないかと、このように考えております。

また、地方交付税でございますが、旧野洲分の地方交付税は、17年度では2億2,00万受けることができましたが、18年度は不交付団体になるであろうと、こういう見通しを持っておりますと、旧中主町の13億円近い交付税のみになると、こういうことになるわけでございます。

次の工業振興助成に見合う税収額でございますが、今、補正予算をお願いしておりますのは、用地取得が2件と環境関連事業が1件で、それぞれの計画に基づきまして予算をお願いしているところでございますが、18年度でどれだけの影響が出るかということの質問でございましたが、約600万円、あるいは19年度ではさらに1,000万円ぐらいの増収が見込めるのではないかと。それとまた、雇用の効果というのが非常に大きく出てまいりますので、市内の在住15人以上の新規採用が見込まれる、このようなことを既に調査いたしております。

即波及効果は出ないと思いますが、この朝日新聞をご承知になった、こういう施策をしながら、また新しい企業に立地をしていただいているというようなことから、朝日新聞の

12月3日付なんですが、経産省は経済規模の予測を立てました。大きく区域内で生産総額がふえるのは全国で5番じゃと。1番は那覇市、次も沖縄ですね、沖縄、4番が東京、5番が野洲町と書いてあるんですがね。これはちょっと間違いと思うんですが。やっぱり、それほどこの地域は将来は伸びていくだろうと、こういうようなことを計算していてくれますので、こういう施策も取り入れて新しい企業の誘致を図っていきたいと、こういう思いをいたしております。

それと、第3点目の適切な歳入処理でございますが、地方自治法第210条に規定する総計予算主義の原則からして公営住宅の敷金を指摘されているようでございますが、これは市に属する収入として予算に編入できるものでありますが、しかし、敷金は賃貸借関係が終了したときには返さないといけない。単に収入を受けるだけではいけないと。それと、もう一つは、債務の不履行のときの弁済に充当できるということになっていますから、これをやっぱり残額は別にきちっと積み立てていく必要があろうということでございますし、また、これは法的にもそういうようにしてもいいと書いているんですね。地方自治法第235条の4、2項及び第3項、また、公営住宅法18条に規定する家賃債権の担保としての歳入歳出外現金として保管ができると、むしろ保管を別途にしていく方がいいと、こういうことが書いておりますので、よろしくお願いします。

ここから生じます利子は、これは一般会計へ繰り入れることもできると、こういうこと になっております。ご理解をいただきたいと思います。

そこで、4点目の東海道新幹線の負担金の問題でございますが、これは、昨年8月の第4回臨時議会において18年度から24年度までの間の支出負担行為をお認めいただいたところでございまして、これを変え直すことは考えておりません。ただ、この工事の協定の時期についておっしゃった、今日のこの新聞、きのう県議会で知事さんがお答えになっています。これはこのように進められると思いますので、私からあえて意見の具申をする気持ちはございません。

次に、同和行政予算でございますが、本市の同和問題解決への基本姿勢については、法のあるなしにかかわらず、部落差別がある限り、これは絶えず申し上げていますが、同和問題の早期解決を市政の重要な施策として位置づけ、諸施策の総合的、計画的な推進に努めなければならないとしておりまして、18年度予算編成におきましても必要なものについては計上していくと、こういう考えでございますので、ご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

朝日新聞の引用したところの中で、ちょっと間違いがございました。都市名は2000 年の国勢調査時の名称を使ったということですから、野洲町はこれで合うたるわけですね。 議長(荒川泰宏君) 市民健康福祉部次長。

市民健康福祉部次長(高田一巳君) 私の方から小菅議員の第1点目の国民健康保険税の引き下げと医療費の減免制度実施についてのご質問にお答えいたします。

まず、国民健康保険税の引き下げについてでございますが、高齢化が進展する中、国民健康保険は、構造的に高齢者や担税力の低い被保健者の加入割合が高いという構造的な問題をかかえております。また、医療技術の高度化、さらに長期に低迷する経済情勢は被保険者の増加に反映し、保険給付費が年々増加し続けております。

しかしながら、国民健康保険制度は、国民皆保険の基盤を成す社会保険制度として将来にわたって継続していなければならない大切な制度であります。このため、安定的な財源確保は重要であり、一般被保険者の場合、国、県、市の公費負担割合が5割、受益者である被保険者の保険税負担が5割と定められております。したがいまして、国民健康保険税額の確定につきましては、毎年、国保運営協議会においてご議論をいただき、決定しているところであります。現在の給付情報を踏まえますと、国民健康保険税を引き下げる状況にはないと判断しております。

次に、医療費の減免制度実施についてのご質問にお答えいたします。

ご質問の国民健康保険法第44条につきましては、県下13市で構成する都市保険年金連絡協議会においても検討課題となっており、現在進められております医療制度改革等を踏まえた上でその方向性を見定めていくという結果になっております。

本市においては、今後、国民健康保険運営協議会においてご議論していただき、一定の方向性を出したいと考えております。

次に、児童・生徒の安全対策についての第1点目の街灯の設置についてのご質問にお答 えいたします。

本市におきましては、防犯灯の設置ということで、市民を夜の犯罪等から守るため、野洲市防犯灯設置要綱に基づきまして、各自治会と協議を進めながら必要箇所への設置を鋭意進めているところであります。ご質問の通学路については、関係者等と協議し、今後、計画的に進めてまいります。

次に、防犯灯の管理についてのご質問ですが、野洲市で管理している防犯灯につきましては、番号を表示したシールを張っており、防犯灯が切れた場合、その番号により自治会

や市民の方から通報を受けて修繕をしているほか、生活安全室において1カ月に1度は学区ごとに分け、防犯灯の球切れ等の確認を行っています。また、市職員に対しては、球切れ防犯灯を発見した場合は生活安全室に連絡をしてもらえるよう周知しております。今後とも防犯灯の球切れ等が放置されないよう、地域住民の協力をより一層お願いし、安心・安全なまちづくりを実践していきたいと考えております。

なお、議員ご指摘の兵主学区における球切れについては、先週、取り替えを終了いたしました。今後ともご協力をお願い申し上げ、答弁といたします。

議長(荒川泰宏君) 都市建設部長。

都市建設部長(北口 守君) 私の方からは、小菅議員ご質問の児童・生徒の安全対策 についてのうち、2点目以降についてお答えさせていただきます。

まず、県道守山中主線川田大橋の歩道設置についてでございますが、野洲川改修事業の際にかけられた橋梁でありますが、下流側に歩道を設置しようといたしますと多額の事業費が必要となるということで、大変困難な状況でありますが、今後、県に対して要望していきたいと考えております。

また、竹生交差点の歩道につきましては、現在、比江地先で施工中の県道守山中主線の 歩道整備と共に整備区間に入っておりますので、平成18年度に整備される予定と伺って おります。

次に、小比江学校比留田線の歩道についてでありますが、通学バスが主要地方道野洲中主線からの経路となったことや、当交差点には信号機が設置されていること、また、待機場所は野洲中主線の歩道があるということから、平成16年9月ごろに暫定的に歩車道ブロックを撤去いたしまして、白線ラインにより歩道を確保したところでございます。

次に、現在の状況といたしましては、主要地方道野洲中主線や近江八幡守山線への整備も完了いたしましたことで当区間の通行車両も少なくなりましたし、また、小比江側同様に現在の道路敷幅7メートル内での拡幅となった場合、車道部につきましては5メートル以上が確保できますが、主要地方道野洲中主線への取りつけ等につきましては、一部、用地の確保や農業用水バルブの移設等が必要となりますので、今後の通行状況を見ながら検討してまいりたいと考えております。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長(荒川泰宏君) 小菅議員。

18番(小菅六雄君) それでは、何点か再質問を行います。

予算の編成でありますが、国との関わりは、初め言いました指摘を踏まえて、市長が国 に申すべきことは申すと、そのことは要望しておきたいと思います。それで、具体的な予 算の方向ではありますが、昨日の答弁もお聞きしまして、例えば税収の問題では市民税で 約2億3,000万円の増収、個人市民税ですね。法人税は前年度並み、固定資産税は3 億7,000万円の減収が見込まれる。それで、片や一方、人件費が約1億4,000万 円の削減、補助金負担金が1億1,000万円の削減、そう言われたんですけど、これら を踏まえて私なりに分析して質問するわけですけども、市長は、これらの今言いました数 値について、当然、不安定でありまして、将来、市の財政について大変な状況も言われた わけですが、一方で、企業誘致も今後進めたいと言われたわけですが、そこで、今言いま したように、国の税制による影響、また経済、企業の動向で市財政は大きい影響を受けて いるわけでありますが、一方で、財政難を理由に職員給与の削減とか人件費の削減、補助 金負担金の削減、これは対応されているわけですが、市予算全体から言えば、市財政のあ り方、市政運営のあり方を見まして、先ほど企業誘致を進めていきたいと言われましたが、 それはそれで結構なんですが、いわゆる大企業に頼る財政運営からは脱却したらどうかな と私は思っているんですね。このことは、旧野洲町におきまして鳴り物入りで誘致されま したIBM、そして村田の今のこの税収の実態から見てもやはり不安定。結論的には、も っと地元商業、地元企業に頼る行財政運営を、これは単に財政ではなくて、まちづくりの あり方も含めての問いなんですけども、その点について、この市政の財政のあり方、まち づくりの基本から見て、私は1つのこういう提案もしたいと思うんですが、これは市長、 答弁していただければお願いしたいと思います。

それと、具体的な問題で新幹線負担の問題でありますが、全県的に、8万、野洲市で3,000を超える市民の意思が表明されたわけでありますが、説明責任を果たすと言われましたが、しかし、今なお、市民、県民のこの署名の意思を市長、どう判断されているのか、見解なのか、これをぜひお聞きしておきたいと思います。

それと、知事の答弁も引用されましたが、工事協定されようとしておりますが、甲賀市の1億7,500万円の負担の問題、あるいは、土地区画整理事業について地権者の同意が得られていない問題、また、JR西日本は、草津線の新駅に現時点で同意されていないこういう問題があるかな、JR東海と、それでも工事協定を進めようとしている知事の立場を支持されるのかどうかですね。だから、市民の意向、そして工事協定の条件整備の整っていない、それでもなおこれを進めようとするのかどうか、市長の見解をお聞きしたい

と思います。

それと、同和予算の問題でありますが、市長は、先ほどの答弁で、必要なものは同和予算、引き続き計上されると言いましたが、しかし、そういうものではないですよ。この平成18年度の予算編成方針を見させていただきますと、同和対策関係予算、また人権対策施策関係予算については、重要課題と位置づけて優先的に予算化を考慮する、予算化をする。もうあまりあれこれ議論しませんが、今、こういう市財政の状況から見ても、それほど優先して、ちょっと言葉が悪いですが、予算つけ放題でいいのかどうかですね。同和行政が終了到達の域をしているにもかかわらず、来年度もこういう方向はいかがなものか。これを改めて、こういう立場、予算編成方針を変えるというか、撤回すべきと私は考えますが、もう一度、これ、答弁いただきたいと思います。

それと、市営住宅の敷金の問題でありますが、もちろん法的におかしい状況になっている状態とは言っていないわけでありますが、法の精神は、さっき言いました地方自治法の規定に基づく収入は一切予算を通さなければならないのが原則でありまして、これ、調べますと、敷金は約2,000万円あるらしいですが、これは一切予算にも出ていない、議会にも報告されていないということになっておりますね。それで、管理の方法は、使用料手数料、雑費など、この敷金も含めて1つの口座で管理されているとお聞きしているんですね。これでは極めて不明瞭だと思うんですね。予算にも出ない、議会にも出ない、一般論でありますが、流用横領の場合も発見されにくいですね。だから、こういう不明朗状況をなくすために、多くの自治体とは言いませんが、やっておいでの基金条例を制定して一般会計で受けて基金に入れると、それが明朗会計だと思うんですけども、それが自治法の趣旨だと思うんですけども、そういうことをすべきと考えますが、お聞きしたいと思います。

それと、国民健康保険税と医療費の引き下げの問題でありますが、減額免除の問題でありますが、無原則な引き下げを求めているのではなくて、市長も担当課もそうなんですけども、国民健康保険制度はとりわけ低所得者層中心の制度、これ、先ほど答弁あったとおりなんですけども、だからこそ、国民健康保険法では、単に互助制度ではなく、社会保障制度として位置づけられているわけですね。そういう意味から適切な基金があれば、当然、それは引き下げに充当すべき、これは当たり前のことだと思いますので、それは求めておきたいと思います。

それと、44条の問題でありますが、もう少し前向きの議論があると思いましたが、今

後の議論、今後、一定の方向と言われましたが、よくわからないんですけども、市が法律 の趣旨、精神に沿って正しく運用することが必要なんですね。これは、44条は条文の文 言は一見減免を実施するか否かは自治体の裁量のような書き方をしていますが、自由裁量 という意味ではないんですよ、これは。法律の趣旨は、医療費の支払いが困難で特別の理 由がある場合は減免を実施することができると書いていますが、今言いましたように、こ の解釈は、行うことを制限するための規定ではなく、特別の理由がある場合は実施するこ とが基本なんですね。このことは、少し古いんですが、厚生省の通達から見ても明らかな んですね。古いんですけども、昭和34年に厚生省の保険局局長通知が出ているわけです が、「減免期間を6カ月以内として、減免該当状況を具体的に定め、被保険者に周知徹底を 図り、医療機関との連携を保ち、適切に実施するように特段の配慮を 』また、昭和 3 5 年 2月には同じく厚生省保険局国民健康保険課課長通知がありまして、「保険者は、一部負担 金の支払い困難な者に対する徴収猶予及び減免の制度の適正な運用を行うと共に、被保険 者に対してその趣旨を普及すること」、こういう通知、国の見解方針をご存知なのかどうか は知りませんが、これは自由裁量でなくて、やるのが基本という立場の法律でありまして、 だからこそ、この一、二年、問題になりました、例えば沖縄県の豊見城市で一昨年、被保 険者が44条に基づき医療費減免を申請しました。しかし、市は受理しなかったんですね。 しかし、沖縄県の国保審査会に不服申請をされれば、審査会は申請の不承認は法律違反と 認定されたわけなんですね。だから、法律違反ということは実施しなければならない。兵 庫県の国保課の見解、条例規定がなくても法律で定まっている以上、申請があれば受理せ ざるを得ない。こういう見解も出されているんですね。だから、例えば野洲市に置きかえ れば、条例がなくても申請があれば受理しなければならないんですよ。上位法優先ですか ら。にもかかわらず、これを今後の議論で片づけるのは極めて問題でありまして、今言い ました立場から、至急、これを制定すべきだと思いますが、改めてお聞きしておきたいと 思います。

それと、安全、通学路の問題でありますが、先ほど消えた街灯、防犯灯は直したと言われましたが、1カ月に一度点検していると言われましたが、この間の調査は1カ月も2カ月も前からしまして、2カ月か3カ月か知りませんが、この間ずっと消えておったんですよね。1カ月点検で事実なんでしょうかね。されていないように思いますが、言いたいのは、質問通告出されてすぐ交換されたと思うんですけども、先ほど、昨日の質問、また本日の質問でも、情勢に対する危機管理がやはり欠如していると思うんですね。これほどこ

の数カ月間問題になっているにもかかわらず、されていない。だから、言いたいのは、1カ月に一度と言われましたが、具体的に担当課は市民課ですか、この点検については。まさか昼やっておいでではないと思いますが、もう少し具体的な点検と修理交換体制といいますか、どう確立されているのか、お聞きしたいと思います。

それと、比留田学校線の問題でありますが、交通量が少なくなったと言われておりますが、そうではなく、あそこそのものは当然通学路でありますので、少なくなったのであれば、なぜ自動車が進入しやすいようにわざと歩道の縁石を取って、子どもの通学が危険なようにしたのか、これは極めて問題でありますので、自動車もそれなりに通行する、子どもも重要な通学路になっているにもかからわず縁石を取ったというのはきわめて問題でありまして、早期に整備が必要だと思うんですが、改めて、これ、一応、今後も行うような趣旨のことを言われましたが、早期にしなければ危険だと思いますので、もう一度、少し見解をお聞きしたいと思います。

議長(荒川泰宏君) 暫時休憩いたします。再開を1時とします。

(午前11時52分 休憩)

(午後12時59分 再開)

議長(荒川泰宏君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

市長。

市長(山崎甚右衞門君) 質問の中で、大企業のみに頼る税収の確保については危険であるうと。お説のとおりでございまして、旧野洲町時代は大きな企業に支えられて不交付団体であったと、こういうことで、その企業が、言うなれば、内容が悪くなったときには納めていただいた法人税を返していたというような実態もございまして、お説のとおりだと思うんですが、これからもやっぱり企業誘致は進めていかないといけないと思いますが、ただ、同じ業種、同じ産業というんですか、できるだけ変わった業種を入れて、経済の不況に耐えられるような企業が来てくれればと、こんなふうにも思います。

それと、もう一点は、大企業ばかりじゃなしに、いわゆる中小企業の町工場的なものもあれば、雇用の確保その他についても非常にいいのではないかと。栗東市の不交付団体と当時の野洲町の不交付団体は、これは自ずから意味が違います。栗東市は、住民の皆さんが高額所得者だったということですね。そして、多額の税金を納められて不交付団体。我々はやっぱり企業に依存していたということでございましたね。本市にある企業は、大工場が多くございまして、下請業種、下請工場が少ないと、これは特色だと思います。だから、

あえて申し上げますと、本社機能が少ない。東京、大阪、京都にあるのは皆、出先の工場になっていると、こういうことですから、それも考えようによっては、ある意味ではそのためにまち全体がきれいだと、公害が少ないということも言えると思うんですよ。どっちがいいかは別にしまして。だから、そういうことを踏まえながら、今後もやっぱり企業誘致は進めていきたいと、こういう思いをいたしておりますので、ご理解をいただきたいと思います。そこで一般財源を構築していきたいと、こういうふうに思います。

それと、新幹線で住民の皆さんでいろいろと署名運動が集められた。 3 , 0 0 9 人ですね、野洲市で。これから審査をいたしますが、 1 2 月 2 5 、 2 6 ですか、縦覧にもしていくというんですが。その結果については、これはやっぱりそのように向けていかないといけないというふうに思っておりますので、ご理解をいただいておきたいと思います。ただ、栗東市内で区画整理の問題、あるいは草津線の複線化の問題、草津線の新駅の問題等々につきましては、それぞれの立場でお取り組みをいただいておりますので、やっぱり前向きに取り組んでいただくと。区画整理については、仮換地は終わりましたと市長さんから報告をいただいておりますので、もう終わったのではないかと、こんなふうに思いますが、それぞれの立場で努力をしていただいて前向きに取り組んでいただこうと、こういう思いをいたしております。

その他の個々については部長なり収入役から応対を申し上げますので、よろしくお願い したいと思います。

議長(荒川泰宏君) 収入役。

収入役(阪口和夫君) 市営住宅の敷金に関しましての保管の方法につきまして、1点 ご指摘をちょうだいいたしましたので、私の方からご理解を賜っておきたいと思います。

1つの口座で管理をされておると、それと、内容について極めて不明瞭なというご指摘がございましたので、私どもにつきましては、地方自治法に基づきましての確実かつ有利な方法で、これに基づきまして出納及び保管をいたしております。また、歳計外現金、敷金のことでございますけども、あるいは、歳計現金につきましても収支報告を月例の定期監査に付しておりますので、今日まで監査委員の方からは一度のご指摘もいただいていないということでございますので、ご理解を賜っておきたいと思います。

ただ、今日までの金融行政が少し変化しておりますので、ご承知のように、本年4月からペイオフ、全面解禁になりましたので、この点から十分取り扱いにつきましては研究を していきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。 以上、お答えといたします。

議長(荒川泰宏君) 総務部長。

総務部長(山中清嗣君) 小菅議員の来年度予算の予算編成方針についてご質問がございました同和関係予算についてのご回答をさせていただきます。

私どもの方で予算編成にあたりまして、私、総務部長で依命通達を行いました。その中で、議員が先ほど言われましたように、同和施策関係予算と人権施策関係予算については、あらゆる差別の解消に向けた本市の最重要課題と位置づけて積極的に推進するために優先的な予算化を考慮するという表記で各部署におろさせていただきました。

ここで先ほど同和対策じゃなく、市としては人権、あらゆる差別というとらえ方でこの 施策を押さえているということがまず第1点、述べさせていただきたいと思います。いず れにいたしましても、今後の同和対策につきましては、一昨月の10月12日に市の同和 対策審議会から今後の野洲市における同和行政のあり方について答申を受けました。これ を踏まえまして、今現在、今後の本市における同和対策の基本計画を策定段階ということ でございます。そういう中で、先ほども市長がお答えいたしましたように、当然、すべて がすべてつくというものでなく、必要なものをつけていくという考え方で進めさせていた だきますので、ひとつ、ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

議長(荒川泰宏君) 市民健康福祉部次長。

市民健康福祉部次長(高田一巳君) 小菅議員の国民健康保険税の引き下げと医療費の減免制度についての再質問にまずお答えさせていただきます。

国民健康保険税の引き下げの件でございますけれども、前回の議会でも申し上げましたように、保険給付費が年々増加する中におきましても国保税の加入者増があるんですけども、賦課総額が減になっているという、こういう状況の中から、先の国民健康保険の運営協議会におきまして、基金の取り扱いにつきまして、今まで保険給付費の3カ月という国保中央会の指導のもとに基金積立という方向でしておったんですけども、今年から給付費プラス老健の拠出金の5%ということで、今年でしたら1億円という基金積立をするということに改正いたしまして、医療費総額の増加幅に対応できるだけの適正規模に基金を縮小いたしまして、その残りにつきましては、毎年税率改正の財源に充てていこうということで、保険税を引き下げるにまでは至っておりませんけども、保険料アップの抑止にはなっているというふうに考えております。

それから、その他の方策といたしましては、健康の保持増進に力を入れるということで、 ほほえみやす 2 1 健康プランに基づいて疾病予防、それからまた、早期発見、早期治療に 力点を置いて医療費の抑制に努めていきたいと、このように考えております。

それから、続きまして、医療費の減免制度の実施の件でございますけども、前回の議会で質問していただきまして、検討課題とするということで内部でも検討させていただきました。確かに、3年前、沖縄県の豊見城市という市で沖縄県の国民健康保険審査会に対しまして不服審査請求が出たということで、その裁決の中で、減免をすることができるという条文上の文言につきましての見解でございますけども、普通一般的にはすることができるということで、努力規定のような解釈をされておったんですけども、このときの裁決によりまして、法に基づいてのしなければならないという義務規定であるという裁決が出たことを勉強させていただきました。

しかし、この中におきまして、小菅議員がおっしゃられました条例の制定という言葉があったんですけども、厚生省通達等を見てみますと、一部負担金の減免、徴収猶予につきましては、市町村長の権限に属するものと解されておりまして、条例事項にはなじまないものと今のところ解釈しておりまして、本市といたしましては、もちろん県協議をしていかなければなりませんけれども、規則取扱要綱の内部につきまして詰めていきまして、市長への報告をまずいたしまして、国保運営協議会にも諮っていきたいと、かように思っております。

そしてまた、本市だけですることではないというふうに考えておりますので、今、先ほど答弁いたしましたように、13市で構成しております都市保険年金連絡協議会、そしてまた湖南地域の4市で構成しております湖南圏域の国保連協の中でも議題として取り上げて検討してまいりたいと思っております。と申しますのは、税の軽減でありますと、国とか県とかの保険基盤安定負担金といって国、県の支援がございますけども、この減免の措置につきましても保険者単独でするというのにはなじまないのではないかと、国保運営の健全化を損なうようなおそれもございますので、県も巻き込みまして、この財源のことについても検討していきたいと、かように思っております。

それから、児童・生徒の安全対策についての防犯灯の管理のことでございますけども、確かに、生活安全室の方で点検はいたしておりますけれども、何分、この市が管理する主要道路、国道、県道、市道、そしてまた公共施設周辺の防犯灯が今現在、850数基ございます。それらをすべて点検したかと申されますと、ちょっと自信がないところでござい

ますので、今後につきましては、各自治会、それからPTAとか地域安全推進員さんのご協力を得まして、この通報の仕組みを構築したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

議長(荒川泰宏君) 都市建設部長。

都市建設部長(北口 守君) ご質問の小比江学校比留田線の改良についてお答えさせていただきます。

小比江学校比留田線と山側に並行して計画されております大津湖南幹線につきましては、 平成15年、16年度に小学校から小比江よりの方で一部側溝整備等を施工していただい ておりましたが、県に要望いたしまして本年度から現在2車線で整備をされました近江八 幡守山線と野洲中主線の交差点、あの部分から小学校前の市道西河原童子川線に向かって 暫定の2車線で整備を進めていただくことになりましたので、この整備状況を勘案しなが ら今後のことを考えてまいりたいと思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

議長(荒川泰宏君) 小菅議員。

18番(小菅六雄君) 市長、いずれにしましても、市予算イコール財政イコール市政運営イコールまちづくりにつながっていくわけでありますが、私自身も大企業、あるいは企業誘致を何ら否定するのではないんです。ただ、今後の市政のまちづくりの運営方向として地元商業、地元企業での、そういう立場からのまちづくりを今後どう進めるかは、これにしている。これはこれでやっぱり課題だと思いますので、今後の予算、市政運営にそれは検討していただきたいと思います。

それと、新幹線問題でありますが、今回やられている直接請求は法律に基づく運動なんですね。それについては、この直接請求は、請求者が知事に申請をして、知事がこの運動を許可というか、法律に基づいて定めたわけなんですね。すれば、やはり法律に基づく運動を尊重する立場から、今後、条例案が2月に提案されますが、その結果を待って、少なくとも判断するのが、知事はもちろん、市長もそういう立場に立つべきだと思うんですね。そういう立場からいかがでしょうかね。にもかかわらず、知事の立場を今、工事協定も含めて推進するというのは、やはり間違いだと思いますので。加えて言うならば、先ほど言いましたように、甲賀市の負担の問題、仮換地と言われましたが、地権者同意がなされていない、それと、草津線での新駅設置、JR西日本はまだ認めていない、条件も整ってい

ない、そういう中で本当に県民的立場からも、また手法の問題からも条件が整っていない、 そういう立場から検討すべきだと思うんですけども、この点について、最後、もう一度聞 いておきたいと思います。

議長(荒川泰宏君) 市長。

市長(山﨑甚右衞門君) 法定の審査が終わりまして、法定の署名のなさったのを確定して、それからいろんな行政手続をとっていくと、こういうことですから、それにはやっぱり従っていかないといけないと、こう申し上げていますので、おうちは、その間は動くなと、こうおっしゃる。動くこと何もあらしませんやん。そうおっしゃる。皆、区画整理にしても草津線の複線化にしてもそうでしょう。甲賀市の問題にしても滋賀県は調印すると言ってはんねん。そうでしょう。ご理解いただきたいと思います。

議長(荒川泰宏君) 環境経済部長。

環境経済部長(米澤 博君) 昨日の本田議員の一般質問の中で、資源ごみ回収奨励金制度の廃止についてのご質問でございましたけれども、再質問で私の答弁の中で不適切な発言がございました。取り消しをさせていただきますと共に、おわびを申し上げます。

議長(荒川泰宏君) 次に、通告第14号、第21番 林 克君。

21番(林 克君) 21番 林克です。通告に従いまして、道路整備について質問いたします。

まず、第1点目は、田園交流基盤整備事業における道路整備の進捗状況と篠原駅周辺整備についてお伺いいたします。

この事業は、平成12年度より主要地方道野洲中主線から県道安養寺入町線まで約2, 140メーターの間、道路整備が計画され、現在、野洲市内においては工事が進められて おりますが、近江八幡市安養寺地先においては、一部用地が買収も行われていないように 思いますが、現在、どのような現状なのか、お伺いいたします。

この道路は、早期に完成することにより、野洲市民の利便が向上することはもちろんですが、竜王町、近江八幡市の住民の方々にとっても利便性の高い道路となり、今日まで大きな課題となっております篠原駅の早期改修、そしてアクセス道路等、周辺整備にも拍車がかかる要因になるのではないかと考えます。こういったことから一日も早く完成し、篠原駅の早期改修と周辺整備の事業着手を期待いたしておりますが、本市といたしましてどのような構想をお持ちなのか、あわせてお伺いいたします。

例えば1つの例ですが、現在、近江八幡市、竜王町、野洲市の2市1町で構成されてい

る篠原駅周辺基盤整備推進協議会でこのことを協議されていますが、篠原駅の早期改修、 南口のアクセス道路等、周辺整備の構想案について地元自治会長等の意見を聞かれること も必要ではないかと思いますが、お考えをお伺いいたします。

次に、県立養護学校の移転に伴う周辺道路の整備についてお伺いいたします。

平成15年6月、滋賀県教育委員会が県立近江八幡養護学校の移転構想を発表され、去る10月より進入路の工事が始まりました。いよいよ早期の完成が望まれるところであります。しかしながら、現在の主要地方道近江八幡守山線の篠原駅から小南地先に至る道路は、歩道がなく、歩行者にとっては大変危険な箇所であります。このことから歩道整備は早期に必要と思いますが、どのようなお考えか、お伺いいたします。

また、この養護学校が開設いたしますと、多くの生徒が篠原駅を利用して通学されるものと思いますが、現在の篠原駅での利用は非常に困難と思います。こういったことからも早期にバリアフリーの駅が必要と思いますが、このことから県教育委員会と共に歩調を合わせて篠原駅の改修に尽力いただきたいと思いますが、お考えをお伺いいたします。

次に、日野川改修の進捗状況についてお伺いいたします。

日野川改修につきましては、旧野洲町議会におきましても機会あるごとに、また、いろいるな角度から質問させていただき、今日に至りました。山崎市長をはじめ、多くの担当者のご努力に感謝いたします。おかげで仁保橋に至る仮設道路も完成し、いよいよ橋梁工事が始まる兆しが見えてまいりましたが、近江八幡市側における仮設道路等の用地協力がいまだ得られていないように聞きますが、今日における現状をお聞かせいただきたいと思います。また、今日までの工事の進捗状況は計画どおり進んでいるのか、お伺いいたします。

以上、5点につきまして質問いたしますが、理事者におかれましては、明快な回答をお 願いしたいと思います。

議長(荒川泰宏君) 都市建設部長。

都市建設部長(北口 守君) 林議員のご質問にお答えをいたします。

第1点目の田園交流基盤整備事業における道路整備の進捗状況でございますが、野洲市域の用地買収はすべて買収済みで、来年度には舗装整備される予定と聞いております。なお、近江八幡市側につきましては、現在、県と近江八幡市で地権者と交渉中でございまして、年度内に買収できるよう努力しておられるように聞いております。

篠原駅の改修につきましては、近江八幡市と竜王町と共に組織する篠原駅周辺都市基盤

整備推進協議会により、現在、JR西日本京都支社と協議を進めております。本年5月の協議の際に、現在、米原駅の橋上化を計画しており、篠原駅につきましては、この次の段階と位置づけて、平成22年度の着手を目標に協議を進めていきたいとJRの位置づけを示されたところでございます。これを受けまして、本年度はJR協議を繰り返し進め、新しい駅舎の形態や周辺整備の計画を進めているところでございます。

次に、駅周辺整備の問題でございますが、南口のアクセス道路につきましては、構成市町がそれぞれ南口のアクセス道路の構想案を持ち寄り、調整することになっております。本市では、関係各課が集まり、野洲市としての構想案を協議しているところでございまして、また素案ができましたら、地元と関係者にはご相談を申し上げたいというふうに思っております。

また、駅周辺のまちづくりについては、現在、策定を進めている総合計画や国土利用計画、また、都市計画マスタープランの中で市としての方針を示してまいりたいと考えております。

県道近江八幡守山線の歩道整備につきましては、平成20年4月の養護学校開校に合わせまして、篠原駅から光善寺川までの約650メートルを整備される予定でございます。本年度は用地測量、来年度は用地買収、平成19年度で整備工事を実施される予定でありますが、その先線であります小南交差点までの区間につきましても、今後、県に対して強く要望していきたいと考えております。

次に、日野川改修の進捗状況につきましては、県道の迂回路の切り替えが完了いたしまして、小南高架橋の取り壊しに移っておりますが、近江八幡市側の用地協力については年度内に契約できるよう努力されておられます。また、工事の進捗状況につきましては、集団移転等で遅れてはおりますものの、下流からの護岸工、旧堤の撤去工で調整しながら進めていただいておりまして、今後は橋台及び橋脚の下部工、その後、上部工で3年の期間を必要とし、平成20年夏の完了を予定していただいております。

以上、お答えとさせていただきます。

議長(荒川泰宏君) 林議員。

21番(林 克君) ありがとうございます。田園整備のいわゆる安養寺地先を通っておりますと、全く野洲市外はいらっていないように思いますし、今の話だと年内に目鼻がつくような感じで説明いただきましたが、他町村でありますので、よろしくお願いしたいと思います。

今の田園整備や篠原駅周辺整備、ちょうど平成6年ぐらいから私も一般質問でいるいるとお願いし、あの日野川の橋をかけている時点から市長はじめ、あの場所に立って勉強させてもらったことを覚えております。やっと10年たってここまでやっていただけた、ありがたいなと思っておりますが、今の篠原駅から小南までのいわゆる歩道の件ですけど、12月中にいわゆる進入路の橋台ができるというふうに聞いております。そして、その橋に歩道がついて、その歩道から篠原駅、または中学校の通学の小南まで、この3年、いわゆる養護学校完成と同時にというようなことで努力されていただいておるわけですけど、高木の中もいろいろと今日まで皆さん方のお力添えをいただいて歩道完備をしていただきましたが、先日も矢野議員からも質問がありましたように、中学校に通っている生徒が朝のラッシュ時には本当に苦労して走っております。事故が起きないうちに早く完成していただくよう努力をお願いしたいと思います。

そして、日野川の進捗も、今も聞いておりますと、おかげさんで順序よく行っているというのか、近江八幡市で仮設道路用地がどうも確保できないというようなことを聞かせてもらっておりましたけど、今も聞くところによりますと、何とかそれも目鼻がついているように聞かせていただいておりますし、本当にありがたいことと思っております。

前向きにいい答えばかりいただきましたので、時間が大分残ってきましたので、現在、何回も日野川の質問で桜の木というようなことをお願いし、だめだというようなことも聞かせてもらってきましたけど、明日、そのアクセスの会議が比留田で行われるというようなことを聞いておりますのやけど、その中で、うちの区長なんかは、いわゆる遊休地については日野川の桜とか、そういうものも植えてもいいというような話を聞いているというようなこともありましたが、もしそんな感じを今の回答の中でお答え願えるんだったら、一つ聞きたいなと思っています。これは、今の関連みたいなことで質問させてもらっているわけですけど、できたらそういうようなことの雰囲気がおうちらの方で伝わっているようなことがありましたら、一つお願いして、いい答えをいただきましたので、質問を終わります。

議長(荒川泰宏君) 都市建設部長。

都市建設部長(北口 守君) ただいまのご質問でございますが、いいお返事ができるとよろしいんですが、私が今聞いている範囲では、日野川の桜につきましては、堤体敷きには植えられないと。残地がありまして、堤体に付随した用地がある場合には植えておられるというふうに聞いておりますので、現在のところ無理ではないかなというふうに思っ

ております。

以上でございます。

議長(荒川泰宏君) 次に、通告第15号、第17番 野並享子君。

17番(野並享子君) 2点にわたって質問いたします。

まず、第1点目、介護保険について質問いたします。

介護保険が2000年から実施され、家族介護から社会が支える制度でサービスが選択できると宣伝しました。介護のために女性を中心に年間8万人の人が仕事をやめなければならない状況でしたから、国民の大きな期待でした。

介護保険が施行され5年が経過しましたが、現実は、介護の必要性ではなく、幾ら払えるかが基準にサービスの内容を決めているというのが実態であります。さらに、今年、介護保険が改定されました。10月からホテルコストの導入がされ、大変な事態になっています。これまでホームヘルプサービスやショートステイを利用し、1カ月5万円の利用料だった人が10万円になるため、ショートステイを減らさないと年金で暮らしていけないと言われています。

デイサービスの食費も全額自己負担となり、現場ではコンビニの弁当を持参したいという高齢者もふえており、持参したお弁当で食中毒が発生したときの責任はどうなるのかなど、施設では頭を痛めています。デイサービスの食事代は、低所得者の補足給付の仕組みすらないため、市町村が独自で減免しているところもあります。

また、施設入所の方も4万円、5万円も負担がふえ、年金で暮らしていけない状況から退所せざるを得ない事態になり、自殺者も出ました。さらに、生活保護受給者については、9月30日、厚労省は、ユニット型個室、ユニット型準個室、従来型個室の扱いは新型特養と同じで利用は認めないと通知を出しました。多庁室にあきがないと入所できない状況となっています。

また、平成17年度には、定率減税の半減、65歳以上の高齢者は125万円までは住民税が非課税ですが、この制度を廃止することを決めました。このため、高齢者の住民税は、2006年度に4つの改悪が同時に行われることになります。このことにより、年金を260万円もらっている高齢者の場合、現在は税金を払わなくてもよいのですが、この改悪によって単身者なら月12万9,000円の年金から課税され、年間5万円の住民税となります。夫婦世帯なら17万6,000円から課税され、年間3万円の住民税が課せられます。増税の痛みは、非課税から課税へと変化することにより、介護保険料、国保税

など、雪だるま式に負担がふえます。

保険料も公的年金控除の縮小と老年者控除の廃止で非課税世帯が課税世帯になり、第2 段階や第3段階だった人が第4や第5段階に引き上げられることになり、高齢者の6人に 1人が保険料段階が上がる試算が出されています。野洲市でも第2段階の人が第5段階に なれば、3万5,500円から7万1,100円と2倍の保険料になります。

このような現状から、保険料の軽減を図ることと利用料の減免が求められています。以下の点について質問いたします。

第1点、非課税世帯が課税世帯になる人数は何人で、何割になるのか。また、このことによって、これまで受けていたサービスが受けられなくなる事業はどのようなものがあるのか。

2点目、今回の4つの増税により何人の人が影響を受けるのか。また、影響額は幾らなのか。

第3点目、保険料を負担能力に応じて徴収する必要があります。定率制にするとか、現 行5段階から9段階に細分化するなど、検討が必要ではないでしょうか。

4点目、保険料が新第2段階の人は、年額80万円以下の人であり、生活保護基準より も低い状況で暮らす人であり、減免制度がどうしても必要です。見解を求めます。

第5点目、介護保険料については、補助制度を設けている自治体も生まれています。補 足給付の対象外になる人でも負担増が50%程度に済むような補助をしている自治体もあ ります。デイサービスについても、食費の補助をしている自治体もあり、野洲市でも必要 ですが、見解を求めます。

6点目、ホテルコストで全額自己負担になり、倍の利用料になった人があるが、せめて 医療保険並みの3割負担にし、7割を補助することに対しての見解を求めます。

7点目、抜本的には、国が以前の老人福祉のときの負担金より半分に減らしたことに原 因があります。国の負担金をふやすよう求めるべきですが、見解を求めます。

- 8点目、介護予防の考え方についての見解を求めます。
- 9点目、来年度の介護保険料の改定の状況はどうなるのか、質問をいたします。
- 2点目の医療費無料化を小学校卒業までにを質問いたします。

子育て支援として、これまで乳幼児医療費を就学前まで無料にしてきたことに若いお母さんから喜ばれています。全国では中学校までとか高校まで無料にしているところや、小学校卒業まで無料にしているところもあります。小学校低学年まではまだまだ病気をしま

す。また、歯科治療も頻度が高くなります。少子化に歯どめをかけるためにも、また、若い夫婦が野洲市に住み続けることは、税収の確保を図ることができます。将来的に子育てがしやすいというまちのイメージは、大いにまちの発展にもなります。県下で先駆けて小学校卒業まで医療費の無料化をしていただきたいと思いまして、以下の点を質問いたします。

第1点目、小学生は何人いるのでしょうか。

2点目、小学校卒業まで医療費を無料化することにより、まちのイメージを高めること についての見解を求めます。

第3点目、実施するなら幾らぐらい必要か、見解を求めます。

以上です。

議長(荒川泰宏君) 市民健康福祉部長。

市民健康福祉部長(竹澤良子君) 野並議員の2点のご質問にお答えいたします。

第1点目の介護保険に関する9点のご質問でございますが、まず、第1点目の非課税世帯から課税世帯への人数についてですが、電算のシステムの変更を伴いますため一定の期間が必要でございますが、国が示しました出現割合で推計いたしますと、平成18年度では81人になります。また、非課税が課税になることによってサービスが受けられなくなるという事業につきましては、介護サービスは公平に提供することが原則でありますので、受けられなくなるということはございませんが、高齢者の福祉サービスを現在行っている中で、対象から外れる事業につきましては、高齢者福祉タクシー運賃助成事業があります。

次に、2点目の4つの増税による影響についてですが、ご質問の4つの税制改正ですが、1つは公的年金等の控除の65歳以上の者の上乗せ措置の廃止、2つ目は老齢者控除の廃止、3つ目は65歳以上の者で前年の合計所得金額が125万円以下の者に対する個人住民税の非課税措置の廃止、4つ目は、定率減税の見直しであります。個人住民税の場合、この改正による高齢者の影響ですが、全体で3,857人が影響を受け、影響額は、市民税所得割では1億2,969万7,000円、均等割では147万1,000円、全体で1億3,116万8,000円の増税となります。定率減税が818万9,000円となりますので、差し引き税収見込額は1億2,297万9,000円となります。

また、介護保険料の場合ですが、1点目のご質問で申し上げましたように、同じく国が示します出現の割合で推計いたしますと、359人になります。影響額については、現在の保険料、標準3,950円ですが、この保険料で算定いたしまして、なおかつ国が示し

ます激変緩和措置を踏まえていきますと、約170万円となります。

次に、3点目の保険料の設定についてですが、まず、定率制につきましては、介護保険制度上認められておりませんので、導入については考えにくいと思います。

次に、保険料を国の新標準の段階より段階をふやすことにつきましては、保険者の判断により課税層のみについて可能となっております。しかし、標準段階以上の段階を設定する場合、新6段階の保険料は基準額の1.5倍ですが、それを超える基準額に対する割合を設定いたしますと、高所得者により高負担の保険料を強いることになり、介護保険を使わない割合の方が高い実態などを勘案いたしますと、高齢者全体の理解が得にくいと判断いたします。したがいまして、第3期の保険料の設定につきましては、国が示す標準段階を採用する計画で作業を進めているところであります。

次に、4点目の新2段階の方の減免制度の見解についてですが、新2段階の方の介護保険料は、基本的には世帯を単位として保険料を納付することになっております。被保険者のみの所得だけで負担能力を判断するものではございません。したがいまして、個々の状況をとらえ、収入のみに着眼して減免するという点には不公平という観点からもするべきではないと判断いたします。

次に、5点目の介護保険利用料の補助制度についてですが、デイサービスの食費の補助につきましては、本来、受益者負担の原則、あるいは公平性という観点から補助制度の導入は控えるべきと考えております。

次に、6点目のホテルコストの補助制度のご質問ですが、本年10月の介護保険制度改革に伴いまして、住居費及び食費が保険給付の対象外になった趣旨は、在宅介護を受けている方との均等を図り、公平性の観点からであります。その一方で、低所得者には軽減制度が設けられておりまして、低所得者に配慮されております。今回の改正につきましては、介護保険制度を将来にわたって持続可能な制度に維持するためのものであり、利用者のご理解を願っているところであります。したがって、新たな補助制度については、現在、考えておりません。

次に、7点目の国の負担をふやすことを求めることについてですが、このことは同様の考えをしておりまして、本市としましても、国・県要望を出しており、今後も引き続き要望をしてまいります。

次に、8点目の介護予防の考え方のご質問ですが、介護予防を重視したシステムの転換は、今回の制度の改革の大きな柱であります。特に、生活機能の低下が軽度である早期か

ら早期発見、早期対応を効果的に行うことが重要であると考えます。来年度より本市で取り組む予定の主要な事業ですが、要支援者を対象とする新予防給付やすべての高齢者と要支援や要介護になるおそれのある高齢者に分け、筋力向上トレーニングや食生活改善事業、また保健師あるいは社会福祉士等の職種で構成いたします地域包括支援センターを設置し、新予防給付の自立支援に向けたケアマネジメントなどの地域支援事業を実施すべく準備を進めているところであります。

最後、9点目の第3期保険料の改定状況のご質問でございますが、第3期介護保険料額につきましては、今月開催予定の介護保険運営協議会でご議論をいただきまして、年明け1月に示されます介護報酬の改定を含めまして最終案を2月開催予定の運営協議会で審議の上、3月議会に提案する計画をしております。

以上が介護保険に関する回答でございます。

次に、2点目の医療費無料化を小学校卒業までにについての3点のご質問でございますが、まず、第1点目の小学生の人数ですが、市内の小学生1年生から6年生までの人数は、今年5月1日現在で2,955人であります。

2点目の卒業までの医療費無料化で市のイメージを高めることについての見解ですが、本市におきましては、少子化あるいは子育で支援の一環として県制度よりさらに上乗せをした市単独事業として、ご承知のように就学前までの通院医療費を無料化しているところであります。このことは乳幼児を持つ保護者から大変喜ばれておりまして、また、他の市町村から転入してこられた方からも「野洲に引っ越ししてよかった」という声も聞いております。子育でがしやすい市としてのイメージアップにつながっているものと考えます。したがって、現在のところ、小学校卒業までの医療費無料化については考えておりません。

最後、3点目の実施した場合の試算額でありますが、小学校児童数約3,000人に想定した場合、年間で約9,000万円の負担が必要であると試算しております。

以上、お答えといたします。

議長(荒川泰宏君) 野並議員。

17番(野並享子君) 今、非課税世帯の部分で課税世帯になるのが81人ということをおっしゃいましたが、全体的にもう少しふえると思うんですが。第1被保険者、65歳以上の保険者の部分で、北海道の帯広市では22.7%の人がこの段階が上がるという、そういう数値が出されているんですが、野洲の場合、81人ぐらいでは済まないんではないかと思うんですが、どういう形での計算をされての人数なんでしょうか。

今度、第6段階にまでなりますね。第2段階が分割して、新第3段階というのができますので。その段階ごとの人数とパーセントを再質問したいと思います。上昇する世帯、6人に1人が保険料が上昇するという形に、厚労省の試算でもそういうことが言われているんですけども、高齢者本人が新たに非課税から課税になる、そういう部分、第2段階から第5段階になるのが8.7%。現行の第3段階から第5段階になるのが6.2%というのと、世帯全体で上昇するというのが1.2%、合計合わせて16.1%というのが、これ、厚労省の数値的なパーセンテージが出されているんですが、そういう数字と照らし合わせても、どういう形で積算されたのか、答弁をお願いいたします。

今の答弁の中で、こういったことに対して介護保険料の減免をすべきではないかという ことに対して、公平性から控えるべきだということをおっしゃいましたが、しかし、今現 在でも保険料の減免として京都の美山町で第1段階、第2段階の保険料を4分の1にして いる、一般会計から支給しているとか、また、東京の狛江市では、第2段階の人で生活保 護に匹敵するような人は第1段階の保険料に減額をしているとか、そういったことが施策 として行われております。また、保険料の徴収に関しても、現在5段階しかないんですよ ね。第3段階を基準にして0.75、0.5、また1.25、1.5という、そういう5 段階になっているんですが、例えば第1段階の年間18万円の年金の人、これ、普通徴収 で徴収に回っていますね。1カ月1万5,000円以下の年金の人。この年間18万円の 人でも、第1段階ですから、野洲市の場合、2万3,700円の介護保険料になっていま す。すると、18万円の所得の割合でいうと、負担率は13%にもなるんです、介護保険 料が。第5段階の人、200万円以上の人で、例えば、この年間18万円の人の20倍の 所得があるとして360万円の所得、この人でも7万1,000円の最高の保険料ですね。 そうすると、360万円の7万1,000円というと、負担率は1.9%なんです。この 開きは6.8倍からあるんです。保険料の5段階で3倍にしかならない、けども、全体の 収入に対しての保険の金額というのは6.8からの差が開きが出ているんです。これだけ の開きが出ていて、負担が公平だとか、控えるべきだというのは、これは明らかに生活者 の立場に立っていない議論だと思うんです。

そういう中で、来年からはこの保険料の料率、5段階じゃなくて、さらに細かく細分化することができるという弾力的な法律に変わりました。そういう中で、京都では来年4月からは9段階にするということで、第6段階から7、8、9という形で細分化して、せめて収入にできるだけ近寄った形の負担にしていくというのが、それが必要ではないでしょ

うか。そういった形で京都では第5段階の人が1カ月100円下がるという、あんまり大きな金額ではないんですけども、それは再質問で今言いました第5段階、第6段階の人の割合をお尋ねしたいと思うんです。

そういったことで、やはり生活者の立場に立った保険料にしていくべきだ、だから定率制にすべきだ、所得に応じた保険料にするというのが公平な保険料の取り方だというふうに私は思うんです。日本と同じような、こういう介護保険制度、日本が手本としたのがドイツです。そのドイツでは、やはり所得比例で定率制にしています。ですから、せっかく社会的に介護できるような状況にしようとしているのに、介護保険料が本当に高く高くなっていっている、低所得者ほど高くなっているという、この問題をどういうふうに認識されておられるのか。今の答弁ではそういった認識が全くされていないというふうに思うんですが、どういうふうな認識をしておられるんでしょうか、お尋ねいたします。

あと、利用料に関しまして、これも在宅との公平を図るとか、低所得者には軽減があるということをおっしゃいましたが、食事代についてはありませんね。デイサービスとかデイケア、この部分に関してはありません。ですから、こういうことで利用料の減免補助をしているのが、北海道の帯広ではホテルコストの利用料の負担の2分の1に軽減する。500人が対象で、今年の10月から来年3月までで580万円予算計上がされておりますし、東京の荒川区では、デイサービスの食費の25%を助成してということで、これも650万円の補正が計上されております。その他ほかにももっともっとたくさん、港区とか渋谷区、千代田区とか、いろんな形でこのホテルコストになった関係で、何とか軽減をしていくということで施策が講じられております。こういったところでは在宅との公平とかいうのではなく、やはり食費が500円以上になったら、もうデイサービスを利用しないというような、そういう状況を緩和するために施策が講じられています。

今、この介護保険のホテルコストの導入で650円の食費ですね。昼食に650円プラスアルファ持っていかなんならんのですね。これは大変なお金です。ですから、一番最初に言いましたように、コンビニのお弁当だった6350円ぐらいで買えますから。とか、おにぎりを持っていくとか、本来今まで介護保険のこのデイサービスやらでは考えられなかったような事態になってきています。こういった部分での行政サイドでフォローをしていくべきだと思いますが、もう一度、再度、見解を求めたいと思います。

介護予防の問題になりますが、今度の柱として地域包括支援センターというのを来年 4 月から実施しないといけないということになっていますね。その部分に関しまして、今、 大体、中学校区ごとですか、それとも小学校区ごとでこの支援事業をセンター的な部分を考えておられるんでしょうか。小さなところでのセンターをしていかないとあかんと思うんですが、保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーがセンターの職員としてということで、設置は市町村が行うということになっていますので、こういった部分に関してどういう形でセンターの人員配置、何人ぐらいでどういうことでされていくのか、専任なのか非専任なのか、そこら辺をどういうふうなことで行われようとしているのか。そして、また、この地域包括支援センターの運営協議会というのを設置しないといけないと思うんですが、その構想はどういう状況にしようとされているんでしょうか、お尋ねいたします。

来年度の介護保険の改定の部分では、先ほど私が言いましたように、やはりもっと細分化しないといけないと思うんです。しかし、今言われたのは、国が言っている6段階までですね。1.75の6段階までの話だと思うんですが、もっともっと所得に応じての保険料負担にしていくというのが必要ではないかと思います。どういうふうな来年度の改定の、金額的ですね。野洲が今、県下で一番高い介護保険ということになっています。4万7,400円というのが基準額ですから、その部分からどう推移する状況なんでしょうか。これは大変大きな金額になっておりますので、その見通しをお尋ねしたいと思います。

医療無料化の問題につきまして、今、年間9,000万円要るということをおっしゃいました。私もいろいろ調べてみたんですが、京都の方でたくさんのところで中学校まで行われています。平成17年2月1日に3つの町が合併して能美市というまちができたんですが、その人口が4万7,949人、野洲と大体同じくらいですね。それの16年度の乳幼児医療費の医療費助成の一覧表をファックスで送ってもらいました。今現在、中学校3年生まで医療費無料化をされています。ゼロ歳から6歳までの予算で8,946万1,00円、小学校12歳までで3,700万円ぐらいですね。中学校で1,000万円ぐらいです。合わせて1億2,600万ということで、今さっきおっしゃった9,000万円というのは、これはどういう形でお金を出されたのか。

1年生、2年生ぐらいはかなり病気はしますが、3年、4年、5年、6年になってくると、ほとんど病気でなくて、男の子なんかのけがとか、そういった部分が多くなるということで、小学校の部分は乳幼児医療よりも半分以下ですね、金額的に。ですから、このぐらいの部分でできるとしたら、やはりすごくまちのイメージが高まる。このまちでも隣まちから、やはり中学校3年生まで医療費が無料化だということで、引っ越しをするときの基準として、同じ引っ越しするんだったら、同じような条件の家があるとするならば選ん

でくださると行政の人もおっしゃっていましたから、やはり、県下の中で先駆けてこういうことをやることがまちのイメージ、「野洲は子育てしやすいまちやで」というのが、何も「来てくれ、来てくれ」と言わなくても相手が選んで引っ越してきてくれる。また、野洲で生まれ育った子どもたちが、「野洲は子育てしやすいまちやで」ということで、他の市町村に引っ越しするのではなくて、市内の中に家を求め定住するという、そういう、非常に大きな今後の将来的に。企業の税収というのは浮き沈みがありますが、住民税とか固定資産税とかというのは、これはあまり浮き沈みがないものだというふうに思うんです。そういう意味で安定的に税収を確保するという意味においても必要だというふうに考えます。

今言いました年間9,000万円ということを出された積算根拠を明らかにしていただきたいと思います。

以上です。

議長(荒川泰宏君) 市民健康福祉部長。

市民健康福祉部長(竹澤良子君) 野並議員の全体で6つの再度のご質問にお答えいたします。

まず、第1点目の課税、非課税の問題ですけども、これは全体で上がりましたのが国の1つの割合を採用いたしました。それを申し上げますと、新段階で申し上げますと、新2段階から4段階の場合は0.6%で、私どもの場合は7人、新3段階から新4段階の場合は0.6%で5人、新3段階から新5段階の場合が8.7%、69名、それに加えまして、新4から新5に移りましたのが62%で278人ということで、359人は全体の約4.1%という状況でございます。

それから、今回の税制改正でそれぞれの階層の人数と割合のご質問でございますが、この算出につきましては、現在の平成17年10月時点での8,470名の被保険者から、それぞれ税改正の所得を考慮いたしまして最終的に出した数字でございますが、第1段階では、平成18年度では47人で0.54%、それから、新第2段階では1,089人で12.52%、新3段階では718人の8.25%、新4段階では4,217人の48.4%、新5段階では1,613人の18.53%、それから新6段階では1,020人の11.72%という状況でございます。

それから、2番目の保険料の問題でございますが、いろいろな事例等のお話をしていた だきましたけれども、これはやはりみんなで支えるという制度そのものの本質がございま すので、それぞれの所得に応じてだとか、段階に応じてだとか、一般財源を投入すると、 そういうふうなことはするべきでないということを保険制度出発の段階から私どもも考えておりまして、貫いておりますので、この点については、現在の国の段階で算出していくという考えを持っています。

それから、3点目の利用料の問題ですが、これも先ほどお答えをいたしましたように、 受益者負担という考え方で貫いていきたいというふうに思います。

それから、4点目の介護予防の問題ですけれども、昨日、三和議員からもご質問がございまして、新しくこの改正の中で地域包括支援センターの構想が出ております。いろいろと私どもも検討しておりまして、人員配置は、現在、基幹型の在宅介護支援センターを持っておりますので、これがそのまま今回の地域包括支援センターに移行するというふうな構想を立てております。職員としては専任というふうに考えております。

それから、運営協議会の設置の構想でございますが、この点につきましては、現在、介 護保険運営協議会がございまして、これを運用することが可能になっておりますので、現 在ではこの介護保険運営委員会の構成の中で進めていきたいというふうに思っております。

それから、介護保険料、今回の第3期の介護保険料の部分ですけれども、この点につきましては、今月20日に介護保険運営委員会を予定しております。それで、現在も実はいるいるな形で試算をしている状況でございます。したがって、次回の介護保険運営委員会の議事として協議していただく予定をしております。それが済みますと、いろいろな機会をとらえてお話ができると思いますので、今回は控えさせていただきます。

それから、第6点目の医療費無料化の9,000万の根拠ですが、私どももこれは実績がございませんので、現在、無料にしています4歳から6歳の入院、通院の私どもの年間の助成額から3,000人を割りまして1人当たり約2万9,984円、約3万円でございますが、これに人数を掛けて約9,000万という算出をさせていただきました。

以上でございます。

議長(荒川泰宏君) 野並議員。

17番(野並享子君) 今、ご答弁いただきました。第5段階、第6段階の人が3割ぐらいおられるということですから、大体国の方も厚労省の試算では4割ぐらいおられますから、野洲の場合は所得の高い人が国の基準よりも少ないということになりますね。京都が9段階にするというところにおいては、やはり高額の部分の率が高いのでそういうこともされているんですが、やはり基本的にはもっとこの650倍からになるという保険の負担能力、占める割合、ここら辺の部分をもう少し検討していただかないと、低所得、本当

に年金80万とか100万円とか、そういう方々にとっては負担率が非常に高い介護保険料となりますので、もっと検討をしていただかないと所得の低い人が排除されていくというような状況にもなりますから。これは天引きですからね、年金から。本当に過酷な徴収の仕方なんです。滞納ということがない。年金をもらう段階でもう差し引かれていますからね。これは、行政として胸を痛めてほしいんです。制度を維持しなければならないということで、こういったところから本当にむしり取るような形で取っていく。

また、利用料もホテルコストで一律全額自己負担というような状況で、やっぱりこれも 所得の少ない人は利用できないような状況になる。これは天引きじゃなくて、申し込みを しなければ払わなくてもいいんだから、結局、利用できないという状況ですから、そうい う状況を何としても本当に解消していくことを考えていただかないと、この介護保険、結 局、金持ちの保険制度になってしまうんです。金ある者は制度を使ってどれだけでもでき る。限度額を超えたら自費を出せばいいという、そういう意味では何とか行政が、保険制 度の維持とか公平性とか、そんな厚生省が言っているようなことをおうむ返しで言うので はなくて、もっと生活者の立場、市民の立場に立って物事を考え、やっていただきたいと 私は思います。

これは市長、年にわずか2時間しか発言時間がありません。このわずか2時間の間でどれだけ市長の答弁の時間がいただけるんだろうかと私は思っております。このわずか2時間の発言の中で、この介護保険の問題、そしてまた、小学生までの医療費の無料化、今、試算をお聞きしましてもちょっとずさんな試算やと思います。もっとやっているところの研究もしていただければ9,000万円もかかりません。そういう意味において、まちのイメージアップし、人口をふやし活性化を図っていくということに対して、最後に市長の見解を求めたいと思います。

議長(荒川泰宏君) 市長。

市長(山崎甚右衞門君) 非常に細かい数字あるいは計数を出していろいろと質問されました。本議会でこれだけ細かい質問をされますと、私もそこまで予備知識を持っておりませんので、これはもう担当しか答えられない。そうでしょう。だから、平生もっと現場へ行って聞いてくれはったら、たとえ2時間であっても、もっといい質問が、ごめんなさい、できると思いますよ。

それで、9,000万にこだわっておられるそうですが、ただイメージアップのために 私やっているんじゃないですよ。野洲市へ行ったら就学前は医療費が無料やて、ええ格好 しているのと違いますよ、これは。立派に健康な子どもを育ててもらおうという意味でやっていますので、ちょっとその辺は意見が違いますので、9,000万要ろうが5,00 0万要ろうが、今のところでは就学前だけでとどめたいと、こう思っておりますので、ご 理解いただきたいと思います。

議長(荒川泰宏君) 暫時休憩いたします。

(午後2時21分 休憩)

(午後2時45分 再開)

議長(荒川泰宏君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

野並議員。

17番(野並享子君) 先ほどの数字の訂正をしておきます。360万円所得の人は、7万1,000円の保険料で0.02%と言いましたが、1.9%の負担率で、保険料は3倍、負担は6.8倍ということで訂正をさせていただきます。

次に、通告第16号、第13番 田中孝嗣君。

13番(田中孝嗣君) 13番 田中孝嗣でございます。

きのうから登下校時の安全対策については多くの議員の皆さん方が質問をされております。今回、私も一応出させていただいておりますが、ほとんど今までの議員に答えられた部分は簡単に省いて説明をいただいても結構ですので、どうかよろしくお願い申し上げます。

それでは、重複するとは思いますが、通告文に従いましてさせていただきます。

先の広島の事件を受けて文部科学省は、先月25日に全国の教育委員会などに登下校時のパトロールの強化を求められたが、この野洲市はどのような取り組みをされたのか、また、先日起こった中主地先での不審者の事件に対してどのような取り組みをされたのか、それについて詳しくお答えを願いたい。

文部科学省は、登下校時などの安全対策を地域ぐるみで進めるため、本年度予算に7億5,000万を計上してスクールガードの養成などを推進しているが、本市ではスクールガードの件はどのようになっているのか。

次に、先日も先生の指導方法や対応に悩む保護者の方が「学校に電話をしても会議があるからといって、なかなか話を聞いていただけない。私たちはどこにそういう相談に行けばいいのか」という話をしておられました。保護者の方の悩みを学校では聞いていただけないなら、窓口は、悩みはどこに持っていけばいいのか、それも明確にお答え願いたいと

思います。

また、学校評議員、過去何年か前は、民意を地域の声を反映すると共に、先生にも目を向けて新しい学校の姿を模索するように聞いておりましたが、今、どのような活動をされているのか、お答えを願いたいのと、また、今年度から新設しました教育研究室、先の一般質問で聞いたときには、先生の指導や教え方を指導するように聞いておりましたが、できて半年を過ぎた今、どのような指導をされたのか、どのような問題点があったのか、先生なり学校からの相談は何件あったのか、具体的にお答えをいただきたいと思います。どうかよろしく。

議長(荒川泰宏君) 教育長。

教育長(大堀義治君) 田中議員からのご質問にお答えいたします。

1点目についてでありますが、野洲市におきましては、複数人数での登下校の徹底、通学路の要注意箇所の把握と定期的なパトロールの実施依頼等、保護者への啓発と協力依頼、児童・生徒への具体的な対処法の指導の徹底、警察等関係機関との再確認を行っております。

また、2点目の中主地先の不審者の件につきましては、市内各校園及び学童保育所への情報発信による共有化を行うと共に、駐在所及び守山警察署とも連携し、パトロールの強化を図っております。

3点目のスクールガードの取り組みについてでありますが、野洲市におきましても市内各小学校で子ども安全リーダーやPTA等によるスクールガードを依頼し、取り組みを行っているところです。今後、さらに児童の分団もしくは集団登下校の徹底と、特に下校時における教職員による地域送り、SOSホームの適正箇所の見直し、交通面・防犯面における通学路の再点検等、今までの取り組みとあわせて指導し、安全対策の意識高揚に向けた啓発にも努めていきます。

次に、保護者の方の相談窓口ですが、ご指摘のような体験を保護者がなされたことにつきまして、大変遺憾に思っております。授業中でないときは、子どもに関わる相談は各担任が受けますし、担任不在の場合は学年主任が受けます。その他全般にわたる相談につきましても、担任あるいは学年主任、場合によっては教頭が受けます。保護者の相談に適切な対応がとれるよう指導していきます。

学校評議員の活動も各校で定着をしてまいりました。各校では授業参観など、児童・生徒の様子を見ていただくことや、各校の方針や行事等の具体的な取り組み、学校の施設や

安全対策、PTA活動等においてご意見をいただくなど、工夫をされているところでございます。また、最近では保護者アンケートや教職員の評価をもとに学校評価に参加していただき、学校改善へ向けてご意見を伺う取り組みも実施されております。

さらに、教育研究書の事業については、大きく教職員に対します研修講座に関する授業と教育研究に関する事業及び随時の教育に関する相談助言事業等がございます。研修講座に関する事業では、専門の講師から指導を受け、現在、14講座を開催いたしました。教育研究に関する事業では、市内小中学校の9名の研究協力員が研究授業を実施し、授業をもとに指導方法等の研究を行っています。また、随時の教育に関する相談助言事業におきましては、学校への訪問の機会に教職員と懇談したり、学校からの要請に応じたり、研究所へ来所されての相談等を行ったりしております。

また、問題点あるいは課題としましては、今後、充実していくわけですが、備品とか教 材資料の整備がございます。それから、教育研究所の活動内容を特に学校の教職員すべて に周知をするという、徹底していかなければいけない、こういうような課題がございます。

それから、学校や教職員からの相談につきましては、情報教育に関するものが最も多くて、機器操作に関する相談、教材づくり、指導方法についての相談などで、今までに平均週2回以上ございました。その他には、学校からの要請に応える内容や指導上の悩みについての相談が3件ございました。

今後も研究所だよりの発行による広報活動などの工夫を重ね、誰もがいつでも立ち寄れ、 互いに学べ、そして、悩みの解消につながる場としての研究所になるよう努めていきたい と考えております。

以上、お答えといたします。

議長(荒川泰宏君) 田中議員。

13番(田中孝嗣君) いろいろとやっているというお答えをいただきましたし、先のいろんな議員さんの中では通学路の安全対策なり、いろんな形の中でやったという話なんです。

市長への手紙ですかね、あの本をちょっと見させていただきますと、16年度の市長への手紙の中で、ある住民の方が学校園の防犯対策の手紙を出されておる中で、教育長なのか教育次長なのか、誰が書いたか私はわかりませんけど、答えとしては、「学校、家庭、地域の連携の充実を視野に置きまして、一層の安全確保に当たりたい」と答えておられますし、連携については、学校支援ボランティア、学校安全ボランティアや子どもSOS設置

依頼などによる地域の方の協力と保護者による校外の自転車巡回パトロールを広めていくと共に、教育委員会におきましても、地域の方への危機意識向上を図り、協力を得るための啓発活動を行っていきたいと、こう答えられておるんですね。1年前か何なのか知りませんけど、16年度のこの市長の手紙の中で。

今回、いろんな事件があり、いろんな対策をされたと思う。それで、いろんな議員さんが質問の中で答えられておる。これ、1年前に、先ほど奥村議員の話もそうなんですけど、区長会なりSOS、また、私はそれだけじゃなしに、補導委員もあれば、新しくできたスクールガードが何人おられるか、そういうところにやっぱり情報を流して、住民みんなの意識をそういうものに目を向けていただくというのがものすごく大事なことであり、奥村議員さんも先ほどそういう質問をされていた。1年前にこういうように答えられているんですよ。それで、今回、事件が起こって、先ほど答えられたことは、議会のときにもSOSをファックスでぱっと流すようにとかというような形の中で安全対策については議会の中でいろんなことをやっておりましたし、中主の教育委員会はそれについていろんなことをやっていた。合併したから全くそんなことは知らんと、先ほども承知していないと、こう部長が答えられたと思うんですけど、あの長い時間出して合併のすり合わせの中にそういうことが全く話が出なかったのか。全く承知しないで、それで済むものなのか。その辺が私は聞きたかった部分がありますし、先ほど、コミュニティーを中心にこれからそういうことをしていくという話だったんです。

私は、正直、SOS設置を依頼されたのは、中主のときは教育長が自らこれ依頼されて設置をされているんですね。だから、SOSは教育長が管理してやるもんだと私は思っているんですけどね。それで、教育委員会できっちりと情報を流してやっていかなければならないし、SOSの方は、今回の事件でも何のファックスも届いていないと、そんなことがあったのかというような意見もあるということなんですね。そやから、その辺について、もう一度、合併のすり合わせで承知していないで、それで済まされるものなのか。

それと、今回、そういうことがなぜできなかったのかという反省とコミュニティーを中心にどういう形の中で今後していくのか、はっきりしたことを。それで、SOSの数が今どれぐらいあるか、スクールガードが今新しくできたのがどれぐらいあるのか、その辺のことも答弁いただきたいと思います。

それと、学校評議員の件は、定着して、各学校、いろんな活動をしていただいていると、 教職員の評価なり学校評価にも参加していただいていると。 この学校評議委員会、年何回 ぐらい開かれているのか、それもお答え願いたいと思います。

それと、教育研究所、先ほども中主の保護者の方が学校へ何遍電話しても会議で忙しいさかいに話聞いてられないとか、そういう話があったという話は、これ、何遍もさせていただきましたわね。その後、また、何かカンニング騒動で先生の発言で大きな問題になった、何遍も注意してでも次から次からそんな先生の不信が起こっていると。これ、どういうふうに解釈をしたらいいのか不思議なんですけどね。教育次長は、そのような対応はけしからん、即刻学校には注意しましたという話には聞いたことがあるんですけど、聞いた後にもまだそんな事件が起こっていると。先生の不注意な発言によってカンニングをしたかしないかというと大きな問題を何でそんなことが起こり得るか。普通、1回、全部こういう事件があったから注意しなさいと言うたら、しばらくはそんなこと起こりまへんで。そやけど、何遍でも起こっている。その体質はどうなのかと。

教育研究所、確かに、そりゃ、先生の教育されるのもいいのやけど、やっぱり学校と保護者というのは信頼関係の上に成り立って、初めてすばらしい教育ができるものだと思うんですよ。教育研究所、もちろん県の補助で1人先生を派遣してもろうているけど、やはりうちの市のお金ももちろん、皆さん方の貴重な税金も出ているので、学校の先生じゃなしに、やっぱり保護者の声も聞くような場所もつくっていかんことには、学校の先生だけ優遇をしていたって、保護者はほったらかしで、どこに文句を言いにいったらいいのか。私は、保護者の方が皆文句とか、意見を言うのがすべて正しいという意味で言っているんじゃなしに、やはり話を聞いてやっていただいて、保護者の方にも納得していただいて、学校と保護者が信頼できるような関係にならなだめだと思うんですよ。それが全くできていない。教育委員会、そこのところはどういう姿勢でされているのか、私は聞きたいということと、県に研究所のいろいろなことを調べさせていただきました。県も大分、これ、資料を出すの、ぶつぶつ言っていたんですけど、それで、なるほど、この野洲市は、市の研究テーマ、学力向上に効果的な授業づくりと情報機器ITの活用という、何か仕事の内容ということで送っていただきました。

学力向上、これ習熟度学習とか、2学期とか、全国各地、いろんな取り組みはもう既に大分されているとは思うんですよ。正直な話、今さら、この学力向上に対し効果的な授業じゃなしに、日本のそこらじゅうに私ども中主の議会でも習熟度学習なり、いろんな形で見に行きましたし、この間の教育長に大分言っていた学校選択制についてもやっぱり勉強に行っておりますので、今、これが研究所でどうしてもしんならんという仕事じゃなしに、

やはり、父兄の方が安心できるような教育、また、そういうことを相談を受けるようなことの方が大事やと私は思うんですけどね。その辺についてもお答えを願いたい。

それだけやったかな。とりあえず、よろしくお願いします。

議長(荒川泰宏君) 教育長。

教育長(大堀義治君) たくさんご質問をいただきました。

まず、子どもたちの安全に関することでございますが、学校を中心にしましてこのこと についてどのように取り組んでいるか、そこら辺をちょっと紹介させていただきます。

各校の取り組みの状況がまとめてございまして、その資料を今持っているんですが、大きく4つに分けています。学校安全ボランティアの方々はどういうふうに動いているか。それから、住民・保護者の巡回、それから防犯講習会、これは学校でやる講習です。それから防犯パトロール。少し紹介させていただきますと、北野小学校では学校支援ボランティア50名による学校支援をされておると。PTAによる不審者対策部、PTAでそういう部をつくられまして、そして活動されておる。それから、中主小学校におきましては、地域安全リーダーによる声かけでありますとか、教職員によります通学指導とか、そういうのが挙がっています。それから、三上小学校では地区内巡回パトロールの実施等、幾つか挙がっています。それから、防犯講習会は各学校がやっているわけですが、篠原小学校では不審者対応の避難訓練、研修も実施しておると。祇王小学校では、不審者侵入を想定した避難訓練、これ、2回実施をしていると。それから野洲小学校は、防犯パトロールで教職員による校舎内外の巡回を毎日やっていると、そういうような学校での取り組みがございます。

それから、市民への啓発、これにつきましては、野洲市青少年育成市民会議から全戸配布で、最近でございますけれども、「地域の子どもは地域で守りましょう」、地域に即したパトロールを実施していただいているところがあるとか、あるいは、登下校時にみんなで子どもを見守って下さいとか、そういうような、この事件をとらえまして啓発ビラを配布していただいております。

それから、スクールガードのご質問がございましたが、スクールガードの実態は。そうですか。各校6名前後、全部市で合わせますと、小学校だけですよ、34名の方が研修を受けながら、言うたら、元警察官等に指導を受けながら、そして活躍をしてもらっているという、これ、スクールガード。

それから、ファックスの件、これは奥村議員の方からも出ましたけれども、 7 つのコミ

センに送らせていただきまして、そして、それぞれの学区で工夫をしていただくと、こういうようなことで、直接、教育委員会としましては、コミセンのほかにもちろん学校へファックスを送ります。それから学童保育所、市の生活安全室、児童家庭課、守山警察署、守山野洲少年センター、そういうようなところに具体的にどこどこでこういうような事象がありましたと、気をつけて下さい、そして、またほかで起こったら、また教育委員会の方にも入ってくるという、そういう連絡網ができておりますので、紹介させていただきます。

それから、子どもSOSのおうちですが、お願いをしておりますのは全市で600戸というふうに聞いております。これはすべてでないかもわかりませんけれども、1年生を対象にしまして入学直後に「ここにSOSのおうちがあるんよ」といって案内をするとか、子どもたちが知ってんと意味がありませんので、そういうような取り組みを各校で行っております。

それから、評議員会のご質問でございました。評議員会の目的は、校長の求めに応じまして学校の運営に意見を述べると。どういうふうにして評議員さんは選ばれているかと言いますと、校長が推薦をしまして教育委員会の方に上げてくるわけですね。そして、教育委員会が委嘱をしていると、こういうことなんですが、年に3回、これは規則で決められています。必要に応じてもっとふやすことはできますけれども、最低3回ですね。そして、秘密を守っていただくというようなことで、じゃ、どんな話がなされているのか。これは、回答にも学校評価の件やら出しましたけど、そのほかに教育方針にかかわりますご意見をいただくとか、あるいは、学校と社会教育の連携についてのご意見をいただくとか、あるいは、学力向上等につきましてのご意見をいただく。そういうように生徒指導もありますし、学校行事もありますし、校長が話題を提供しまして、そして、ご意見をいただいて参考にすると、そういうようなものでございます。

それから、保護者への対応のお話がございました。これは、答弁の中には学級担任、あるいは学年主任、そのほかにフリーで教務主任がいますね。それから、内容によりましては生徒指導主任もおります。そういうように担当がおりますので、そういうところへ連絡をしていただけたらいいなというふうに思います。どこも出なければ、これは教頭、校長ということになります。

それから、その次に教育研究所につきましては、今さら学力向上なんてというような話 でございましたが、教育研究所の事業の大きな柱を申し上げます。 1 つは学力の向上、こ れは授業力の向上。子どもたちが興味を持って学習ができるように、これは学力の向上につながりますので、それから、資料の作成事業がございます。それから、資料を集める、資料の収集事業。それから研修事業ですね。研究の助成事業、それから相談指導事業等がございます。そのほか教育委員会がこれをというようなことがありましたら、それを受けて研究所が研究を進めるということでございます。

ちなみに、今、今年1年を踏まえまして来年度の計画案をつくっているところでございますけれども、種目で申し上げますと、教職員の全員研修、それから、特別支援教育の研修、講座ですね。コンピューター、情報教育。防災、環境教育、就学前教育、小学校の授業力、中学校の授業力の講座、郷土を知る、郷土の偉人とか、そういうものの研究といいますか、それから図書館教育。というふうに多岐にわたっております。そういうことで、副所長と研究員は県費で1人配置されております。努力をしていてくれるところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

13番(田中孝嗣君) 合併協議会で承知していないという、あの発言はどうなんですか。

議長(荒川泰宏君) 教育部長。

教育部長(島村平治君) 1つ、答弁が漏れていまして申しわけございません。不審者の情報システムでございますが、先ほども奥村議員にも回答いたしましたように、これにつきましてはこちらも承知しておりませんでしたので、今後、それぞれ自治会につきましては、地域の拠点であるコミュニティセンターを通じて自治会への発信方法などを施策推進部と検討しながら伝達できるように検討していきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長(荒川泰宏君) 田中議員。

13番(田中孝嗣君) 検討なり、承知していないとか、相当な合併のすり合わせの時間を費やしながら何にもできていないというのは不思議でかなわないのだけど、その辺の責任はどうなるのかということと、教育長、いろんな形の中でご答弁いただいた。

栃木県でこの間も新聞に載っていましたけど、不審者の情報が1日遅れたからああいう 悲惨に。もし1日早く、あの不審者の情報があって、そのときに流していたら、あるいは という新聞記事がありました。これ、情報というのはものすごく大切なものであって、本 当に1時間なり1日早く情報を流した場合、もし万が一、助かっていたかもわからんとい う状態だから。のんびりコミュニティーとか何やら、さっきから聞いてんねんけど、どうなのか。

こういう不審者とか、いろんな形ならば、一番にやっぱり教育委員会が流せるような体制にしておかんことには意味がないし、ましてSOS、600あるというさっきの話だったんだけど、600もないと思うのだけど、それぐらいはやっぱりお願いをしてんのやから、いつも子どもに目を向けていただけるような体制で情報を流していかな、それ、一刻でも遅れたら悲惨な事件になりかねない部分もあるんですからね。その辺の意識、全くないような答弁だったんだけど、どうなのかな。さっきの答弁だと、なかなかうちの孫も預けにくい安全対策だと思いますので、本当に危機管理をもっと持って、どうすればいいか、まして、お願いしているSOSに対しても誠意をもって、こういうことがあるから皆さん方ご注意して下さいと流すべきであって、SOSをお願いされた人は、「私らとこには通知にも何も来んで」という話では、やっぱりぐつが悪いんですよ。そやから、この辺もやっぱり十分に検討していただかないといけない。

この間もそのSOS、大阪だったか、私もちょっと何ですけど、子どもが通っている登校のところをボランティアの方が連れて歩いて、SOSがどこにある、また、危険な道はないかということをやったという、そういうのが新聞記事に載っていましたので、教育長、1回でもそのSOSがどこにあって、どういうように歩かれたら、それも返事をいただいたらいいんです。よそはいろんな形の中でもっと真剣に取り組んでいるんですよ。そやから、子どもと一緒に歩いて、子どもの目線でやる。それと、今、SOSの話の中で、ある住民の方、玄関の付近に表示してほしいとか、ほとんど通学路から見にくいというご意見もあるし、どの自宅がSOSかわかりにくいという声も上がっていますし、大津市なんかでは、道のところにとんがり帽子の大きな形式を道路に面したところ、見やすいところにそういうものを置いて、ここがSOSですと、駆け込んでいただく場所としてやっているというところもありますので、そういうことも研究して、本当に子どもの安全を守っていくにはどうすればいいかということを十分に検討していただきたい。

防犯ベルは今年から持たせるとか、持たさんとか、何かそんな話を聞いたんですけど、今、もう立派な防犯ベルがあり、位置もわかるような防犯ベルもあるので、親が買うのか、市が提供するのか、それは私もわかりませんけど、十分に検討していただきまして、安全対策を十分にやっていただくようにお願いしたいと思います。

次に、たびたび起こっている先生の不祥事なんですが、発言なのか。先ほど、学校が皆

対応するねんと。学校が担任なり、最後は教頭なり校長なりが対応するべきだと。対応してくれないからどこへ持っていったらいいかという話なんでしょう。対応してちゃんとしているのだったら、誰も私に、こんなところへ来て言って下さいと言いませんよ。そういう体制が一つもできていないから、そういうことなんでしょう。そやから、本来なら学校へ直接じゃなしにワンクッションを置いた教育委員会なり、いろんなところでやはりそういう教育の相談を受けるなりすれば、一番ベターだと思うし、野洲のある学校は、水曜日でしたかね、校長室を開放して、保護者の方に自由に来ていろんな相談をして下さいというてやっているということを聞いたことがあるんですけど、野洲市9校あるんですけど、それがどこまでやって、どういうような相談で、どれぐらいの父兄の数の相談があるのか、それもわかったら教えていただきたいと思います。

結局、もう一つ答えのわからんままに答弁も終わっていると思うんですけど、学校をどういうようにしていくか。先ほど、私、別に学力の研究という問題ではなしに、いろんなところで日本全国、習熟度学習、2学期制に移行したり、学力の低下を心配するあまり、いろんな施策をされているところがいっぱいあるんですよ。そやから、それを何でもっともっと勉強して、今さら研究する必要もないということを言っているだけであって、そういうところはいっぱいあるんですよ。優秀なところも。もちろん行政で行革やら優秀なところはいっぱいあるんですよ。そういう情報がなしに、わざわざする必要があるのかということで、それだったら保護者が安心できるような、やはり教育に対してもすぐに相談に乗っていただいて、保護者の気持ちをきちっととらえられているような教育ができないものなのか、それが教育研究所でそういうこともできないものなのか。

大津市の場合は、教育相談室も研究所の中に設けてある。これは何年度ですかね。10何年度にはそういうものも、相談者に対しての効果的なカウンセリングなどを設けられていますので、何もこの教育研究所がそういうことができない、学校の先生だけのものでというものではないですので、そういうことも十分に検討して、やはり、将来を担う未来の子どもをどういう形の中で元気よく育てていくか、それを重点的にお願いして質問を終わりますけど、答えだけは答えて下さい。

議長(荒川泰宏君) 教育長。

教育長(大堀義治君) 再々質問にお答えいたします。

いろいろご提案をいただきました。いわゆる子どもの安全にかかわります情報といいますか、これは当然、早くしなければいけません。現在のところは、先ほども申し上げまし

たファックスで短時間のうちにそこへは流しております。あと、SOSのおうちであるとか、自治会長さんであるとか、これはなかなか難しいところもあります。先ほども申し上げましたように、市民全体にいろんな啓発をしておりますので、そういうところから連絡をさせていただくと言いますか、それから、防犯ベルにつきましてですけども、これは議会の方で質問に出まして、これはあっせんをしていきますというような答弁をさせていただいているんですが、個人的に保護者が買い与えておられる、そういうような子どももおります。そのあっせんの話は教育委員会には来ておりません。

それから、保護者対応についてのご指摘でございますけれども、校長会でも何回か話を しておりますけれども、さらに指導の徹底を図ってまいりたいと思います。

それから、研究所に保護者の相談というようなことでご期待いただいているようでございますけれども、教育に関する相談及び指導というのがございまして、教員に限らず、一般の方も来ていただいていいと、こういうことでございますので、また活用していただきたいなと、このように思います。

教育長(大堀義治君) そういうような啓発をこれからはしてまいりたいと思います。 以上、お答えとさせていただきます。

今、情報が入ってまいりました。校長室を開放して、保護者と自由に校長さんが話をしているという学校がございました。私は承知していなかったんですが、相談件数についてはわかりません。こういうようなことが、また、管理職の研修会等で話をしまして......。

13番(田中孝嗣君) 何校あるの。

教育長(大堀義治君) 今のところ 1 校ですね。そういう学校があるということを私は知りませんでしたけれども、今、情報が入りまして、こういうようなよいことは広げていけばいいなと、こんなように思っております。

議長(荒川泰宏君) 次に、通告第17号、第14番 中田幸子君。

14番(中田幸子君) 第14番 中田幸子でございます。私は一般質問を2件させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

まず、第1件目、郷土の歴史、伝承文化に対する住民の周知についてをお伺いいたします。

野洲のまちは、国宝、重要文化財等、県下でも3番以内に入るという文化財の多いまちでございます。また、歴史においても幕府の不正な検地に対する近江の天保一揆で命をかけた土川平兵衛氏をはじめとし、国文学者である北村季吟は松尾芭蕉の師匠でもあり、こ

のような歴史にも残される人々がこの野洲のまちから出られたことは郷土の誇りと思って おります。

先月の11月19日から20日には全国義民サミットが野洲で開催されました。私も実行委員の1人として参加させていただきましたが、遠くは北海道からも参加しておられ、それぞれの参加者の方々は郷土に誇りをもち、郷土を愛しておられる姿を感じさせていただきました。

そのようなことから、野洲の住民の人々は我がまちをどのように思っておられるのか、 そして、歴史や伝承文化をどの程度周知しておられるのか、学校では授業にどのように取 り入れておられるのか等、子どもたちや住民にいかようにして伝承されていっておられる のかをお尋ねいたします。

また、大切な文化財も数多く壊されていっていることに多くの住民は非常に残念な気持ちになっております。朝鮮人街道にあった立派な桜並木も、歴史を語る花が満開になったときは多くの人々の心をなごませたものでした。その桜も今はなくなりました。そして、家棟隧道も現在の場所にあってこその文化遺産でありながら、移築されるとのことですが、価値はなくなり、文化遺産でなくなるのですよね。

次世代に本物の文化遺産を残してこそ、歴史が正しく伝えられるのではないかと思っております。古いものを維持することは大変ですが、何百年も維持してきた神社、仏閣等を今私たちが拝見したとき、感動を与え、歴史を肌で感じれると思います。そして、それを守り維持してこられたまちの人々の歴史と郷土を大切にしている姿が感じられるものでございます。歴史に彩られているこの野洲も、文化遺産を次世代に残す努力をする勇気あるまちであってほしいものです。私たちは先人から文化も歴史も受け継いできました。これを現状を維持しながら次の世代へと渡す責任があると思っております。以上の質問についてのお考えとご回答をお願い申し上げます。

第2件目、市内循環バスの活用についてをお伺いいたします。

今年4月から改正されて、あやめコース、祇王・中里コース、篠原コース、三上コースの4路線で循環バスが運行されておりますが、徐々に利用者もふえていっている様子ですが、初発スタートは朝8時過ぎで、最終は夕方5時過ぎ、昼間では2、3時間に1本で、スーパーでの買い物時間にも不便であり、限られた時間での運行なので利用しにくいとの声があります。その一方、高齢者にはプールや病院には便利で、利用者も一般の方と比べるとバス利用は多いと聞いておりますが、それでも検討課題は課題でございます。

現在の運行に加え、出勤時間帯にこのバスが利用できるとマイカーでの送迎も少なくなり、渋滞の原因の解消につながると思いますが、このことについては、過去の質問において、他社のバス会社の運行事情もあって早朝の循環バスの運行は実施していないとのことでしたが、日中に運行されている内容も同様なことが言えるのではないでしょうか。条件は同じだと思っております。なぜできないのか、できる方法はないのか等、この問題に対して取り組まれたことの内容についてお伺いいたします。

現在、バス運行されている状況だけでは渋滞の解消になっていないのではないでしょうか。循環バスを活用運行することで乗り合いバスの台数がふえ、多数の通勤者を運ぶことができ、限られた出勤時間帯の対応にもなると考えます。特に三上の地域は必要と考えております。道路問題はまちづくりの重要課題の1つだと思いますが、このことについてのお考えをお伺いいたします。

循環バスを運行し始めた限り廃止するわけにはいかず、それならば住民に便利であり、より多くの人に利用できるよう、また、バスの活用運営や工夫、検討が大切でございます。 そのためにも行政として循環バスの現状はこの状態でよいとお考えではないと思いますが、 改善のお考えがございましたら、どのように計画しておられるのか、お伺いいたします。

以上、2件についてのご回答をお願い申し上げます。

議長(荒川泰宏君) 教育部長。

教育部長(島村平治君) 郷土の歴史、伝承文化に対する住民の周知についての質問に お答えいたします。

本市には、2件の国宝でございますが、三上神社及び大笹原神社の本殿の国宝をはじめ、国・県・市指定の文化財が133件あります。所有者や保存会のご努力により、貴重な遺産の維持、継承に努めていただいております。本市も文化庁や県教育委員会の指導を受けながら所有者と連携しながら文化財の保護に努めているところでございます。

まず、学校での子どもたちへの伝承の件でございますが、学校では生活科、社会科、総合的な学習において計画的、組織的に郷土の歴史や文化について学ぶ活動に取り組んでおります。小中学校の社会科においては、銅鐸や古墳に対する学習を通して野洲市の歴史や文化に対する知識、理解の深化を図ると共に、郷土の歴史や文化を自ら進んで学ぼうとする意欲、態度を養っております。

一方、市民への啓発でございますが、歴史民俗博物館では、春と秋の企画展を中心に地域の歴史文化遺産を再発見する企画を進めながら、さらに小テーマ展の開催、広報等への

掲載など、周知に努めております。

また、文化財教室や遺跡の現地説明会、建造物の解体修理の現場公開などを通して、有形文化財や遺跡の周知に努めております。

地域の文化財は地域全体で保存、継承するという気運が最も重要でありまして、無形文化財については、保存団体を支援しながら保護、伝承に努め、有形文化財の修理等については、国、県と連携しながら保護に努めております。多くの指定文化財を有し、幅広い歴史と文化遺産が残る歴史と文化のまち野洲であることを誇りに思い、今後も文化財の保護、伝承に努めてまいりたいと考えております。

以上、ご答弁といたします。

議長(荒川泰宏君) 市民健康福祉部次長。

市民健康福祉部次長(高田一巳君) 中田議員の第2点目の市内循環バスの活用についてのご質問にお答えいたします。

まず、出勤時間帯のバスの運行についてですが、市内循環バスは、単に交通の利便性の面だけでなく、福祉施策の一環として高齢者や障害者の方々の生活行動範囲を拡大することや、路線バス空白地域の方々にも公共施設の公平な利用機会の確保を図る目的をもって運行しており、通勤などの利用目的ではございません。通勤時間帯には一般路線バスが対応しているところであります。

本年4月から10月までの利用状況でありますけれども、あやめコースで4,862人、祇王・中里コースで8,224人、篠原コースで6,364人、三上コースで9,876人、合計2万9,326人となっています。コース別では三上コースがトップになっております。また、利用者別では、一般が4,055人、高齢者が2万1,638人、障害者が3,633人、うち車いすの方が342人となっております。月の推移では、徐々ではありますが、増加傾向にあります。

次に、現在のバスの運行についての改善の考え方についてですが、循環バスに対して市民の方々からいろいろな意見が寄せられています。対応できることは早急に改善を図っておりますが、今後、市民の方々により利用していただくため、庁内関係課で組織する循環バスプロジェクトチームにおいて鋭意検討し、改善すべきは改善し、利用増加に努めてまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議長(荒川泰宏君) 中田議員。

14番(中田幸子君) 郷土の歴史、伝承文化について、ただいまのご回答にもう少し 具体性を持った答弁を求めたいのと、それから、また角度を変えての再質問をいたします。

学校での取り組みはどの程度の学習時間を取り入れて机上で勉強されているのか、それから、現場での学習は、きのう、ほかの議員さんに示しておられましたので、理解しております。そして、その成果はどのようにして見られているのか、伺いたい。

また、学校で指導される先生方がどの程度、野洲の歴史や文化を知っておられるのか。 研修をしておられるとお伺いしておりますけれども、市外から赴任してこられた先生や新 任の先生が子どもたちに指導する前に知っておくべきことでございますが、現状では郷土 史を知らない教師もおられる状態でございます。このことを教育委員会はどのように対応 してこられたのか、また、今後はどう進めていかれるのか、伺います。

そして、同様に、市の職員も同じことが言えます。教師や市職員はまちの歴史、文化等 野洲の郷土を知り、我がまちを誇りに思う気持ちをもって指導とまちづくりをするべきと 考えますが、このことへの対策と取り組みについて伺いたいと思います。

野洲市のまちづくりのテーマは、「豊かな自然と歴史に彩られ」と示されておりますように、「歴史に彩られ」とは、現状を保護しながら価値のある文化財を次世代へ受け継いでもらえるよう、私たちが責任をもって守るべきと考えますが、「歴史に彩られ」とは行政の取り組みで具体的に何を示しておられるのか、伺います。

また、現場公開や講座を行って周知しているとのことですが、興味ある人は参加されるけれども、多くの人への周知にはつながらないと思っております。また、広報でまちの歴史や文化財を掲載しているとはいえ、博物館で特別展示等があるときだけで、それはそれでよいと思いますが、我がまち紹介シリーズを掲載していただきたい。合併し、それぞれの地域のことを多くの住民はまだわかっておりません。我がまちを知ってもらうためには、ぜひとも実施していくことが多くの住民への周知の1つの手段と考えますが、いかがでしょうか。

住民に周知されていない1つの例で申し上げますと、辻町のところにございます家棟隧道は中山道上にあり、大正天皇が通行されたということや家棟川の川底を抜けていることを知った人々は、ここにあってこそ、この価値のある文化遺産であると、「移築されるとは大変悲しい」「許されない」との声でございます。この文化遺産である家棟隧道をもっと多くの住民が知れば、文化遺産の価値を理解し、移築に関して反対する声も多くなることだと思っております。

移築については、耐震のことや家棟川の平地化に伴う該当地域間で取り除く約束で進めてきた事業ということでしたが、昨年においては、一時、一部を削るが、現状保存できるということになりましたよね。そして、今年になって、耐震を考え、移築決定することになりという判断でございますが、では、昨年からの調査はどうだったのでしょうか。残せるという調査の結果を出しておきながら、今年度は耐震性にという移築を考えた、この辺の詳しい内容をお尋ねいたしたいと思います。

また、ほかの文化財においては、国や県の補助を受けて保存修理をしているところもございますね。なぜ保存修理を考えることができないのか。ほかの文化財も耐震等で対策は必要で、条件は同じと思いますが、現状をお伺いいたしたいと思います。

次に、循環バスの活用についてをお伺いいたします。

先ほど、利用者が2万9,326人でありますとお答えいただきましたが、往復されると判断すると1万4,663人の利用として考えると、1日1台のバスに約21人が乗車されると私の計算上では思っております。このバスのために年間約4,000万の経費がかかっており、生かされている運行を考えなければならないと思います。

先ほど、福祉施策として通勤者のためには考えていないとおっしゃいますけれども、バスが動いていない時間を利用して、せっかくあるバスを利用したらどうだという提案でございます。そこで、朝の運行されていない時間に渋滞地域での乗り合いバスとして利用・活用していただきたいという提案を申し上げたいのでございます。

昨日、藤村議員からの質問にもございましたように、特に三上地域の朝の渋滞を住民は一日も早い解消を望んでおられます。確かに近江富士団地においても、若い家族が少なくなったこともこの原因につながることと私も同感しております。若い家族が住むことで学校の子どもたちもふえ、まちの活性化にもなると思っております。このように考えますと、この渋滞に関わる近隣の住民の声や現状をどのように調査され、改善に1つでも向けていかれたか、具体例でお示しいただきたい。

例えば三上地域で朝の通勤者の家族がそれぞれ駅まで送られたとしたら、世帯数から考えて対象者は約1,000台以上の自家用車が走ることになると考えますが、路線バス利用者もありますので台数は確かではございませんが、このことが大きな渋滞の原因の1つにもなっていると思っております。乗り合いバスの台数をふやしていただければ、自家用車利用はなくしてもいいと、ぜひ実施していただきたいとの声は、関連する地域の住民の要望でございます。

また、ほかの地域での渋滞も大津能登川線の北口駅利用も同様でございます。中主方面からの利用者も多く、三上地域と同様に、対象となるのは約1,000台以上の自家用車利用となっております。住宅の間を抜けていく車で横断もできない状態でございます。そのため交通事故も多発しております現在でございます。

乗り合いバス運行を増発し、自家用車利用を少なくしていく対策を今、何ができるか、 プラス思考で進めていただきたい。

きのうの質問にもございましたが、今年10月より県下で実施しておりますノーマイカーデーとして1乗車全線100円でバス利用ができるワンコインエコパス利用が現在行われております。野洲の市内を運行しているバスにも利用できるということでございます。現在は、第2、第4の金曜日に実施されておりますけれども、この勧めをすることとか、循環バスにこのシステムを利用するともっと利用客もふえるのではないかと考えております。それがマイカー利用を減少することにつながっていくのではないでしょうか。このことについてのお考えをお伺いいたします。

以上、再質問といたします。

議長(荒川泰宏君) 教育部長。

教育部長(島村平治君) 再質問にお答えしたいと思います。たくさんの質問が出まして申しわけございません。

1つは、学校の具体的な授業内容でございますが、学校もそれぞれ特色を生かしながら歴史、文化の伝承を伝えております。例えば時間的に言いますと、10時間から30時間内の学校でさまざまでございます。

1つは、篠原小学校でありますとしのはら餅に関わる体験学習、あるいは、三上小学校では土川平兵衛さんに関する学習、祇王小学校では北村季吟に関する学習、また、祇王小学校では朝鮮人街道に関する学習というような取り組みを行っておるのが現状でございます。

そして、もう一つ、市の広報の我がまちシリーズの掲載でございますが、この掲載につきましても、「広報やす」につきましても、たくさん掲載している中でございますので、今後はその担当課と協議をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それと、市職員あるいは教職員の歴史に対する研修でございますが、市職員につきましてはそのような研修等は行っておりませんが、先ほども紹介いたしました文化財教室、あるいは遺跡の調査等については、できるだけ積極的に参加するように啓発というか周知等

を行っていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

また、教職員につきましては、新任教諭につきましては、野洲の歴史ということでビデオの鑑賞、あるいは、それぞれ北村季吟あるいは土川平兵衛の研究会等があったら、そういうところへの参加等で歴史を学んでいるのが現状でございます。

そして、野洲市の文化財の行政の周知ということでございますが、やはり、銅鐸博物館を有しておりますし、そうしたことで大岩山の銅鐸を中心に銅鐸のまち野洲をPRしながら、今後もそれぞれちなんだ歴史・遺跡等の啓発に努めてまいりたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

あと、家棟隧道の件については都市建設部長の方から答弁いたしますので、よろしくお 願いいたします。

以上でございます。

議長(荒川泰宏君) 都市建設部長。

都市建設部長(北口 守君) ただいまご質問の家棟川隧道の件に関しまして、昨年と今年の判断が違うというご指摘がございました。これにつきましてご答弁をさせていただきます。

まず、昨年までは、お話のとおり、一部切り取りで、残りは現地保存ということでお話を進めておりましたが、その時点につきましては、単に構造物としての耐久度ぐらいで、耐震についての加味がされていなかったということでございます。今年になりましては、ご承知のとおり、昨年の6月に琵琶湖西岸断層帯の地震による予測が発表されまして、本年、河川工事の関係で一部切り取りの工事着手の設計をするにあたりまして、地震予測がされたことによりまして、改めて耐震検査を実施いたしました結果、地震に耐えられないという結果が出ましたので、これでは後に残しても後々の管理に困るということでございますので、撤去いたしまして、一部保存をしたいということで、この結果を出したわけでございますので、よろしくお願い申し上げます。

議長(荒川泰宏君) 市民健康福祉部次長。

市民健康福祉部次長(高田一巳君) 中田議員の再質問に回答させていただきます。

まず、特に三上地区の交通渋滞緩和のご提案でございますけれども、先ほど申し上げましたように、循環バスを渋滞緩和のために使おうという考えは今のところ持っておりません。と申しますのは、本事業につきましては補助金で運営しておる事業でございますので、この時間延長に伴います補助金の増ということも大事なことになってまいりますので、目

下のところ考えておりません。

それから、議員が少し触れられましたワンコインエコパスということについてでございますけれども、この事業につきましては、滋賀県バス協会が平成17年10月から18年9月までの1年間ということで実証実験をしておられる事業でございまして、滋賀県内全域でマイカーからバスへ乗りかえられる通勤者を対象に、毎月第2と第4金曜日に限っておるんですけれども、ワンコイン、つまり100円でバスに乗れるというシステムでございまして、この内容につきましては、今申し上げました渋滞緩和と二酸化炭素の削減に役立とうということで、環境にやさしい交通であるエコ交通を促進しようと、こういった事業でございまして、先ほど申し上げましたように、1年間の実証実験中でございますので、この事業が広がっていけばというふうに考えております。

それから、循環バスの改善でございますけれども、6月の田中良隆議員、そしてまた、9月の藤村議員からも動く広告塔としての活用とか、それから、ワンコインバスへの助成制度をしたらどうかとか、それから、小型ワゴン車を使ったらどうかとか、いろいろな貴重なご提言をいただきました。そしてまた、市長への手紙、ほほえみ通信箱、そしてまた、学区別行政懇談会におきましても多数のご意見、ご提案をいただいておりますので、先ほど申し上げましたように、庁内で組織いたします循環バスプロジェクトチーム、そしてまた、利用者代表やバス事業者、関係行政機関で構成いたしますバス対策の地域協議会において、利用者の視点に立ってより効率的かつ有効な事業になりますように検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

議長(荒川泰宏君) 教育部長。

教育部長(島村平治君) 1点漏らしていまして、申しわけございません。

1つ、補助金の関係でございますが、今の隧道につきましては、これは国宝あるいは国の指定、市指定の文化財ではございません。実は、これは社団法人日本土木工業協会が認定されております近代土木遺産ということでございますので、私どもの補助対象にしておりますのは、今説明いたしましたように、国・県・市の文化財に限り補助金を国あるいは県、また市で補助しているということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

議長(荒川泰宏君) 暫時休憩。

(午後4時01分 休憩)

(午後4時02分 再開)

議長(荒川泰宏君) 休憩前に引き続き会議を開きます。 中田議員。

14番(中田幸子君) 先ほどの郷土の歴史、伝承文化についての部分で、家棟隧道の件ですけれども、たしかあれは32メートルか34メートルあったと思うんです。そのうち10メートルを削って、あとを残すという昨年の話でございました。そのときに今の耐震の調査をしていなかったと、その時点で。それで残すと言われた、その調査のずさんさに私は不満を抱きます。10メートルも削ったら、まして石積みでございます。どうなるかというのが、調査しないでいいという、それで、今になって調査したら、やっぱり耐震的にと、その考え方の行政は怠慢さを疑いたいと思います。なぜ、そういう調査をしなかったのか、ずさんな考えであったのか、再度お尋ねいたしたいと思います。

それから、市の職員が研修をしていない。そういう人たちがこのまちづくりに携わっているというのは大変残念でございます。まちを誇りに思った気持ちでまちづくりをしていただきたいと思います。

それから、土川平兵衛さんのことも学校の中で取り入れて勉強されているとお答えいただきましたけれども、この前のサミットで冊子をつくられました。その分を図書館の方に各学校に何冊かずつ配付したと。もし、この勉強しておられるんでしたら、勉強する時間に全生徒、1教室にわたるぐらいの増刷をしてはいかがでしょうか。せっかくお勉強されるんでしたら、そういうふうにしていただけたら、より効果的ではないかと提案しておきます。

再度、エコパスの件ですけれども、福祉バスで循環バスはということ、補助金でいただいているので利用は間違っていると言われるのでしたら、それはわかりました。じゃ、エコパス利用をたくさんの住民に知らせてあげて下さい。これ、知らない人が多いと思いますので、それで成果が上がれば、また次の段階、1年間でございますので、今年の10月から来年の9月までの1年間の実施、実際やってみていいと思えば、また沿線のバスにお願いを協力して進めていくというふうに進めていただけたらと思って提案しておきます。

再質問、再々ですね。歴史、伝承文化についてをもう少しお尋ねしておきます。

文化財はその場にあってこその価値があります。古いからこそ価値があるとも思っております。住民が主役のまちづくりであるなら、その住民の望むまちづくりをすることではないでしょうか。反映されていないと思っております。首長の考え方でまちづくりは決まるとも言われておりますように、山崎市長は、歴史、文化、遺産をどの程度大切に感じて

おられるのか、そして、住民の生の声が市長のもとに届いておるのでしょうか。市長として、該当地区からの声として立ち退きでほっとされている市長であってほしくないと思います。それを保存していく方に力を入れていきたいという市長であってほしいと私は願っております。また、多くの住民もそう願っております。

私の知っている野洲の歌、「おいでやす」、星野哲郎さん作詞で森田公一作曲の1番の中にもあります。「未来のことも大切だけど、昔のことも大切だよと石がささやく、河原が語る」と歌われております。また、野洲町民の歌として「伸びゆく野洲」の中にもありますように、「歴史は薫る近江路のまほろば、ここに花咲く」。花が咲いていないと思いませんか。と昔のことも大切だよと歌われておりますように、移築したり壊したりすることは歴史をなくしていくことになるのではないでしょうか。歴史の薫るまちであってほしいと思います。

文化財保護として国、県より補助を、先ほど言われました近代土木遺産であるので、そういうので対象外だと言われましたので、わかります。できるならば、市の守っていく予算を組んでいただければと思っておりますが、あまり税金の無駄遣いとも言われるのでしたら、大切なところに使ってはいただきたいけれども、歴史も大切にしていただきたいと思います。再度、お伺いいたします。

議長(荒川泰宏君) 市長。

市長(山﨑甚右衞門君) お答えを申し上げたいんですが、まず、初めは学校教育から 始まりまして住民教育から職員研修、ひいては市長のお考えはと、ここまで来ましたので、 私、お答えを申し上げます。

まず、どこから言っていいのか、とりあえず、私は文化遺産については、やっぱり次世代に立派に残していこうという気持ちを持っております。それが立証できますように、大岩山古墳、大塚山古墳、古富波、すべて数億からの金を使って復元させていただきました。今、ここに生きるものは立派に復元して次の世代へ送っていこうやないかと。議会では反対をされる方もございました。しかし、強いて私はやりました。それだけの気持ちをもって文化財は大切にしております。まず、これが1点ですね。

だから、その隧道の話になりますが、これはるる申し上げましたが、やっぱり人の命の 大切さも考えていただきたいと思います。あそこに置いておいて、下に人が往来しておっ て、地震がいったときつぶれるというんですよ。地震がいったらつぶれると言っているん ですわ。そうでしょう。ときに人の命が失われたら、これはやっぱり行政の責任になりま すから、いろんな遺産としての価値はあっても、やっぱり横へどけて、安全な面で残していこうやないかと、こう言っているんですから、ご理解をいただきたいと思います。国宝とか文化財に指定されたものは、その場所にあって値打ちがあるんですから、そこらのご理解をいただきたいと思います。

そこで、学校教育の話、若干、日常思っていることを申し上げるんですが、これは私の思いですから。やっぱり、今、地方試験、私、地方試験と言うんですが、今、文科省、義務教育国庫負担金を県に譲るか、国が持つか、半分ずつにするか、いろんな議論をしていますね。あれは何かというと、国がやっぱり教育を統制していったらいいと。あれを放してしまったら教育は地方へ行くと、こういうおそれがあると私は思うんですよ。だから渋っているんやないかと。そういうことで、むしろあれは地方におろして、教育そのものを地方に根差した、地域に根差した教育をしてもらえる教育形態が正しいのではないかと、私はこう思います。

そこで、やっぱり私は地産地消を申し上げています。これは農作物だけではないと申し上げました。人の育成、人材もそうだと、こう申し上げました。だから、できれば野洲市内に生まれ育って教育を受けて、その人たちが次の世代の子どもを教育していく。歴史、文化も継承しながら。それが一番よくわかっているんですよ。教育を受けた子どもも、やっぱり地域を大切にしないといけない、先代がこうして育んでこられたものは大切にしないといけないという教育ができるのではないかと、こんなふうにも思いますのでね。

これは私があまり言うといけないですが、やっぱり、全国の市長さんの中にこういうことを言われる方があるんですよ、強硬に。特に大阪の衛星都市なんかはこういうことをおっしゃっています。地域に任せと。教師の任命権は市長に任せと、ここまで言ってはるんですよ。その気持ちはわからんことはないです。今ここで言うと問題になって、テレビでも放映されるとかなわんで、言いませんけどね。それぐらいの地域に根差した教育をやっていかないといけない。全国一律の教育ではいけない。ただし、その学校の先生たる義務教育の教員の資格は国家試験でよろしい。任用権は地方におろして。

今、文部省では一定の期間が8年に1遍ですか。自動車の免許証のように一生あるもの じゃないと。区切りを切って再認定をしようというようなことも言っておられますが、私 はそうだと思いますので、そういう人たちが歴史に彩られる、それだと思うんです。

それともう一つ、ちょっとついでですが、福祉バス、ちょっと基本的に思いが違うんで すよ。あまり言うと何ですけどね。あれは、障害をお持ちの方、高齢者の方、健常者と同 じように社会参加のできない方をしてもらうために公共施設に重点的に行ってもらえるようにやろうといって立ち上げたのが福祉バスですから、菖蒲から野洲駅へ、近江富士団地から野洲駅へ出られる方は路線バスを使って下さい。

以上、お答えといたします。

議長(荒川泰宏君) お諮りいたします。

本日の会議はこれにてとどめ、延会いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(荒川泰宏君) ご異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに 決定いたしました。

なお、ここで理事者から報告があります。

市長(山﨑甚右衞門君) ちょっと時間をいただきまして報告申し上げます。

去る12月8日から10日にわたりまして甲賀市内で水道水の原水に油が混じったという報道がございました。そこで、我々も要請を受けまして、野洲市から給水車が1台出まして3日間給水活動をいたしました。それも職員が2人ずつ3交代で勤務してやったということでございますが、水は野洲市から初めは持っていっておったんですが、向こうでいい水があるということで、それを給水したということで、非常にそれぞれの活躍ができたということで、今日、実は向こうからお礼に見えましたので、ご報告申し上げておきます。

以上でございます。

議長(荒川泰宏君) なお、明15日は午前9時より本会議を再開し、本日に引き続き 一般質問を行います。

本日はこれにて延会いたします。

ご苦労さまでございました。(午後4時14分 延会)

野洲市議会会議規則第120条の規定により下記に署名する。

平成17年12月14日

野洲市議会副議長 荒川泰宏

署名議員 鈴木一朗

署名議員 田中良隆